平成27年第9回(12月)出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 12月7日(月曜日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に出席した者の職氏名	2
開会及び開議	3
会期日程の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議会報告第10号 例月出納検査結果の報告について	3
議会報告第11号 諸般の報告について	3
議案第68号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の	
一部を改正する条例制定について	4
議案第69号 出雲崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関	
する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について	5
議案第70号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定について	6
議案第71号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第72号 出雲崎町中小企業・小規模企業振興基本条例制定について	9
議案第73号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について	1 5
議案第74号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定につい	
T	1 5
議案第75号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について	1 9
議案第76号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号)について	2 0
議案第77号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につ	
いて	4 0
議案第78号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について	4 2
議案第79号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	4 3

議案第	第8 () 号	人村	権擁護委員の候補者の推薦について	4 5	
散	会				4 5	
	Ş	第21	∃ :	12月10日(木曜日)		
議事日	7程				47	
	本日の会議に付した事件					
出席記		投()	101	C#11	4 7 4 8	
欠席記					4 8	
		去第二	1.2	1条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 8	
				出席した者の職氏名	4 8	
開	議	> P3X2 %	<i></i>	AND OVER 1991 MARKET	4 9	
一般質					4 9	
中]]]	正	弘	議員	4 9	
· 仙	海	直	樹	議員	6 4	
髙	桑		子		7 9	
散	会	·			8 7	
	Ş	第3日	∃ :	12月15日(火曜日)		
議事	議事日程					
本日(り会認	義に作	すした	た事件	8 9	
出席詞	義員				9 0	
欠席詞	欠席議員					
地方目	自治治	去第	1 2	1条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 0	
職務の	りたと	か議場	易にと	出席した者の職氏名	9 0	
開	議				9 1	
議事	1程の	の報告	与		9 1	
議案第	第6 9	9 号	出雲	雲崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関		
			する	る法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について	9 1	
議案第	第7 2	2 号	出雲	雲崎町中小企業・小規模企業振興基本条例制定について	9 2	
委員会	全の	閉会ロ	中継約	売調査の件	93	
閉	会				93	

署 名 95

平成27年第9回(12月)出雲崎町議会定例会会期日程

(会期 9日間)

期日	曜日	会 議 内 容				
12月 7日	月	本会議第1日目(招集日)				
8日	火	休会				
9日	水	社会産業常任委員会				
9 п	八	総務文教常任委員会				
10日	木	本会議第2日目(一般質問)				
11日	金	休会				
12日	土	休会				
13日	日	休会				
14日	月	議案調整日				
15日	5日 火 本会議第3日目(最終日)					

第 1 号

(12月7日)

平成27年第9回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成27年12月7日(月曜日)午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第10号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第11号 諸般の報告について
- 第 5 議案第68号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第69号 出雲崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す る法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について
- 第 7 議案第70号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第71号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第72号 出雲崎町中小企業・小規模企業振興基本条例制定について
- 第10 議案第73号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第74号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第75号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第13 議案第76号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号)について
- 第14 議案第77号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) について
- 第15 議案第78号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第16 議案第79号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第17 議案第80号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番 2番 中野勝 宮 下 孝 幸 正 3番 中川正弘 4番 髙 桑 佳 子 田中政孝 三 5番 6番 輪 正 7番 加藤修 三 8番 諸 橋 和 史 9番 仙 海 直 樹 10番 山﨑信義

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 幸 林 則 教 育 長 佐 藤 亨 会計管理者 小 田 嘉代子 総務課長 Щ 正 志 田 町民課長 池 田 則 男 保健福祉課長 河 野 照 郎 產業観光課長 田 П 誠 建設課長 玉 沖 教 育 課 長 Щ 田 栄 建設課課長補佐 内 藤 良 治 保健福祉課 千 小 林 恵 課 長 補 佐

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 坂下浩平

 書
 記
 佐藤千秋

◎開会及び開議の宣告

○議長(山崎信義) ただいまから平成27年第9回出雲崎町議会定例会を開会します。 本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎会期日程の報告

○議長(山崎信義) 議会運営委員長から、11月27日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、 お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長(山崎信義) 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(山﨑信義) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、中川正弘議員及び4番、髙桑佳子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長(山﨑信義) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの9日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの9日間に決定しました。

◎議会報告第10号 例月出納検査結果の報告について

○議長(山﨑信義) 日程第3、議会報告第10号 例月出納検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

◎議会報告第11号 諸般の報告について

○議長(山﨑信義) 日程第4、議会報告第11号 諸般の報告を行います。

初めに、第59回町村議会議長全国大会について報告します。去る11月11日に東京NHKホールにおいて全国大会が開催され、出席してまいりました。お手元に配りましたとおり、特別決議6件を含む23件を決議し、内閣総理大臣ほか関係大臣への要望活動の実施、県関係国会議員へ要望書を提出してまいりましたので、報告します。

次に、議員派遣の結果について報告します。初めに、髙桑佳子議員から去る11月20日に開催された第36回町村議会広報研修会について、また仙海直樹議員から11月17日に実施された介護ボランティア制度に関する調査、11月18日に実施された街並み景観施策(昭和の町づくり)の取り組みに関する調査について、お手元に配付しました報告書のとおり提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第68号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第5、議案第68号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第68号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、本年3月定例会で行政区長報酬の定額部分を10%引き上げ、 世帯割による加算分の調整を行い、全体報酬の引き上げを行ったものであります。

しかしながら、一部の世帯数におきまして逆転して減額となる部分がありますため、このたび再 度整理をいたしまして、改正をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- ○総務課長(山田正志) 補足をさせていただきます。

ただいま町長の説明のとおりでございますが、3月議会での改正を行っておりますが、3月の総 文委員会でご指摘ございまして、実は10世帯が逆転して500円減になるというふうな、引き上げとい うふうな形で3月の部分とっておりました。当時は、10世帯の集落がなかったというふうなことで ございますが、このたびちょうど10世帯の集落が出てきたというふうなことで再度整理をさせても らいまして、適用を本年の7月以降のものでお願いしたいというものでございます。中山集落が11世 帯から10世帯になったというふうなことで、このたび改正をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第68号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第69号 出雲崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定 について

○議長(山崎信義) 日程第6、議案第69号 出雲崎町行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についてを議題とします。 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第69号につきましてご説明を申し上げます。

平成28年1月1日から、いわゆる番号法によるマイナンバーを含む特定個人情報の取り扱いが開始されることとなります。

本法におきまして、主に確定申告などの税金、年金などの社会保障、災害関連の3分野での利用に限定されていますが、本法の9条2項により地方公共団体の長、その他執行機関においては福祉、保健、医療、その他社会保障、地方税、防災においての連携事務について、条例の定めるところにより利用が可能と規定されております。

このたびは、電算システムの連携事務における個人番号の利用について条例制定をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山﨑信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- ○総務課長(山田正志) ただいまの町長の説明のとおりでございますが、このたびは個人番号の電 算連携に係る利用の条例整備をお願いするものでございます。

具体的に申し上げますと、住民基本台帳の検索を含めまして入力画面におきましては当然個人番号が表示されております。これに連動して税務の町税に係る電算システムとの連携、介護保険、国民健康保険、保健健康システム、障害者福祉管理システム、後期高齢、この辺の部分が全て電算システム上、個人番号が連携するというような形になってございます。こういうふうに電算事務で連携する場合、条例制定がそれぞれの町村で必要というふうな条文に基づきまして、このたび条例制定をさせていただくということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第69号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第70号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第7、議案第70号 出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定について を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第70号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成27年度の地方税法改正にかかわる事項の改正と、いわゆるマイナンバー 法の施行に伴い、関係する条項の改正を行うものであります。

主な改正内容として、第1条による改正につきましては納税環境を整備するという観点から、徴収猶予や換価の猶予など、納税に関する猶予制度の見直しを行うもので、平成28年4月1日から施行するものであります。

また、第2条による改正につきましてはマイナンバー法の施行に伴い、条文を整理するもので、 この改正については公布の日から施行するものであります。 よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山﨑信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 町民課長。
- ○町民課長(池田則男) それでは、若干補足をいたします。

資料の1ページをご覧ください。こちらのほうで2番で主な改正内容を記載してございますけども、(1)の第1条の改正については平成27年度の地方税制改正のうち、猶予制度の見直しに関するものでございます。猶予制度のうち、まず徴収の猶予では、災害や病気などで納期限までに納付できない場合の手続について、以前から地方税法で規定されているところですけども、今回それに加えて、条例で納付方法や申請書、担保に関する事項を規定するものでありまして、(ア)、(ウ)、(エ)が関連するものでございます。

また、換価の猶予では滞納者に対する猶予の手続として、これも以前から地方税法で各種規定されていましたけども、条例でこちらも納付方法等に関する事項を規定するものでございまして、 (ア) から (エ) まで全てが関連するものでございます。

これらの改正につきましては、平成28年の4月1日からということで施行になるものでございます。

次に、(2)の第2条の改正につきまして、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、今年3月の一部改正条例の一部改正でありまして、条文の文言を整理するもので、この改正については公布の日から施行するというものでございます。

なお、新旧対照表につきましては資料の7ページ以降をご覧いただきたいと思います。 以上、よろしくお願いいたします。

○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第70号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第71号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第8、議案第71号 出雲崎町児童遊園設置条例の一部を改正する条例制定 についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第71号につきましてご説明を申し上げます。

大門児童遊園は、昭和60年に民有地を借り受けて開設し、30年以上にわたり利用されておりましたが、平成21年の大門地すべり災害以降は使用を休止しておりました。

このたび大門児童遊園が置かれております現在の周辺環境や、近年の少子化あるいは放課後または休日の児童の過ごし方の変化等を踏まえました上で、総合的に勘案いたしまして、この際廃止したいというものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 補足説明をさせていただきます。

大門児童遊園の土地は借地でございますが、地権者の方とは本議案が可決されましたらフェンス、 便所、水飲み台等の工作物を撤去した上で、本年度をもって返却するということで協議が整っております。

なお、工作物等の撤去費用につきましては所要の額を12月補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第3項の規定によ

り、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定しました。 これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第71号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第72号 出雲崎町中小企業・小規模企業振興基本条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第9、議案第72号 出雲崎町中小企業・小規模企業振興基本条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第72号につきましてご説明を申し上げます。

出雲崎町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定につきましては、平成26年6月27日に公布、施行された小規模企業振興基本法及び新潟県小規模企業の振興に関する基本条例に基づき中小企業・小規模企業の成長発展と事業の持続的発展を促進するため町、企業、金融機関、その他公的機関等の役割と相互連携により、継続的な施策を行うための計画策定及び実施政策における基本方針を明記し、町経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とし、新たに条例制定をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山﨑信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 産業観光課長。
- ○**産業観光課長(田口 誠)** 補足で条例の内容についてご説明をさせていただきます。

第1条の目的につきましては、今ほど町長が申し上げたとおりでございます。

第3条につきましては、基本理念といたしまして中小企業の振興に係る伝統産業、地域産業、新

たな産業の継承、持続、創出と創意工夫の努力、中小企業等が地域経済や雇用を支える重要な役割を果たしていること。町の役割としまして国、県及び関係する団体と協力し、総合的な施策を推進することとしております。

第4条につきましては、町の責務といたしまして基本理念に基づき中小企業の意見を反映させた 中小企業等の振興に関する施策の実施及び財政上の措置による支援を行うこと。町の工事、物品な どの発注、調達において地域の中小企業等の受注の促進について努めること。中小企業の永続的な 発展に資することとしております。

第5条から第8条におきましては、中小企業者、小規模企業者、関係団体、金融機関の役割、支援について述べております。

第10条から第16条では、町の中小企業等の振興に係る経営の改善、新規事業、産業の継続、人材、 資金の融資制度等、必要な施策を講ずることとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(山崎信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) 趣旨は、まことにすばらしいもので、いよいよここまで町が、あるいは地方自治体がやるようになったかというふうな考えでございますが、二、三点お聞かせ願いたいんですが、17条、町は、中小企業等の振興に資する施策を総合計画に登載しとあります。どんなものが考えられるのか。どんな施策が考えられるのか。まず、1点お伺いいたします。

それから、2点目でございますが、金曜日、土曜日と大変忘年会等でにぎわいました。まず9条、町民の理解及び協力というところです。町民が中小企業を盛り立てて、町の中心であることを理念として理解しましょうよという条文だと思います。振り返って4条、町の責務、町は、基本理念に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するとともに、中小企業を発展させましょうよという条文だと理解いたします。

週末に忘年会に来られたお客様がこう私に言いました。私たちは、町民として町の料理屋さんを使って、そしてまたそこで税金を上げてもらえば我々にも返ってくるし、我々土建業もそれでバーターできるんだよ。だから、私たちは町の料理屋さんを使うと。ところがね、町の職員はと言って私に言葉を濁しました。何回か前にも私はそれを申し上げたことがある。ある村、旧和島村の村長がボーナスが出たときに、このボーナスの2割、3割は村で使うようにお願いしますよと村職員に言ったそうです。何ばかなこと言っているんだろうな、個人の自由じゃないかな、私はそのときそう思いましたよ。でも今こういう事態になってくると、小さな町で経済を回していくときに、その町の町民がこういうふうな理念を考えてもらわなければ、その町はつぶれますよ。町で使った税金をみんな外へ持っていったらつぶれますよ。

町長、昨年良寛サミットがありました。そのときに町から補助金が出ました。当然会の運営をす

るのに税金が要るから補助金出したわけですよ。その金はどこへ行きましたか。全部長岡の業者に 丸投げじゃないですか。だったら、補助金は長岡の市役所からもらえばいい。出雲崎で物事をやっ て、補助金、助成金をもらおうとするならば、出雲崎で使うべきではありませんか。あるいは使お うという理念を持つべきじゃありませんか。

話が長くなりました。 2 点お伺いします。まず 1 点目は、中小企業の振興に資する施策とはどんなものが考えられるのか。

2点目、私が言ったことに対して町民というふうに置きかえればいいのか、町と置きかえればいいのか、職員は、あるいは町はどのように考えればいいのか。 2点お聞かせ願います。

○議長(山﨑信義) 町長。

○町長(小林則幸) この出雲崎町小企業・小規模企業振興基本条例、この制定につきましてはいろいろ要望がございました。そこにおける町は、今回議会に上程をいたすわけでございますが、この条例制定に当たりまして今議員さんのご質問のように、果たしてこの基本条例を制定することによってこの理念をどういう形で表現をし、具現化するかということになってまいると、非常に難しい問題がある。だから、この基本条例については若干検討を要するんじゃなかろうかということで時間を置いておきました。しかし、商工会のほうからも強く、ひとつ条例制定はお願いしたいということで、私も課長にも、この理念についてはいささかともやぶさかの異論はないと。しかし、単なる条例を制定して、そのものを本当に具体化、具現化しながら、この条例の趣旨を完璧に完遂をするということは非常に難しい問題だが、しかし前向きに考えてやろうと。とりあえず条例制定をしようということで今回ご提案申し上げました。

さて、その具体的施策をどうするのかとなってまいりますと、非常に難しい問題がございますが、しかし難しいといって猫の頭布の後ずさりではだめだと。やはりこういう厳しい状況の中において、それぞれの商工業者がまずどのような試みを持ってこの厳しい少子化、高齢化、そして流通機構が大きく変化している。その中においてどう対処しようとするのか。その一つの生きざま、その一つの基本的な考え方というものがわかってこないと、なかなか効果が上がらないということの中で私たちはこれから、先般も産業団体との懇談会がありました。私は、その席上でもこの問題に触れました。条例はつくっても、単なる条例ではない。表紙をつくっても中身がなければ価値がないですよと。この中身をどうするのか。これからの問題です。本当に真剣勝負をかけて、今2点目の中川さんの問題とも兼ね合いがあるわけでございますが、商工業者の皆さんからもやっぱりこの地元の町民の中に密着、根づいていただいて、町民のそれぞれの志向をしっかりと受けとめていただいた中における中小としての、またこの小さな地域に息づく産業として町民の理解をいただく、そういう姿勢に対して町は、あるいは金融機関は全面的に協力しようというものが私は趣旨だと思うんです。いよいよこれから本番です。単なる条例ではございません。理念は立派です。しかし、これをいかに具体的に行動に移すか、勝負はこれからです。本当に皆さんとともどもに考えていきたい。

商工業者の皆さんからも真剣勝負をかけていただきたいと思っております。

サミットにつきましてはすみませんが、あれだけの人数の皆さんですと、果たして出雲崎町の皆さんが対応できるかというと、なかなかまた難しい問題もある。例えば先般敬老会、すしを差し上げたい。何とか地元にお願いしたいと思っても、お願いしてもなかなか対応できないという実態もあるんですよ、現実的には。そういう中において私たちは、可能な限り地元の皆さんの商工を活用していきたいと。これは本音ですよ。町民の皆さんからも、それは確かに量販店もございますが、できる限り、そのための商品券もございます。そのためにやっぱり地元の皆さんに商店街においても利用できるものは利用していただく。そういう若干のそれは額の差異はあっても、何とか地元のあれを利用したい。ただし、品物によってはそうばっかりはいかないというようなことの中における日常生活におけるそういう問題については、何とか地元の皆さん、これも一つです。この理念の中に織り込んでいかなければならんと私は思うんですよ。そのための町民のいわゆる町を愛町、愛町精神と、この町の将来の発展を考えるときにおけるその一つの心構えというものも各位が共有しなければなかなかできない問題です。こういうものこそこの条例の理念の中に織り込みながら、町民の皆さん広く考えを喚起しながらやっていかなければならんと私は思っています。

さて、具体的な話も出ました。どうでしょうか。私率直に申し上げます。合併をしなかった我が 町、私は申し上げている。合併をした周辺町村の飲食店なり、どういう状況でしょうか。まず惨状 を呈している。ほとんど夜は電気はつかない。ほとんど会合はない。これが現実です。私もそうい う生の声を耳にしております。しかし、当町においてはこの自立をすることによって各種団体なり、 それぞれの組織がございます。そういう皆さんは、主体的にはやはり町内のそれぞれの飲食店なり、 それぞれのところを利用させていただいている。まず、これは自立する我が町の本当のよさだとは っきりと明確に私は申し上げて過言ではない。そういう中における一概に全てを地元にと言われて もなかなか難しい問題です。これは、消費者の志向というものもある程度重んじながら、その中に おいて何とか私地元を応援してもらいたいと思っています。そのためには、やはり地元の皆さんか らも他に負けないサービスをしてもらいたい。ああ、あそこへ行けばとてもじゃないが、長岡や、 あんなよそへ行くよりもよほど近くで、サービスいいと。よしあそこを利用しようという一つの努 力もしていただきたいなと思っいます。さりとて、いろいろ皆さんございますので、たまにはちょ っとよそへ出て気分転換したいかなということもございますので、その点はひとつ皆さん情状酌量 しながら、画一的に、規律的に一概に私は拘束をしていただきたくないということを率直に申し上 げたい。ただし、基本は今中川議員さんおっしゃるとおりです。しかし、これはお客さんです。あ れすればお客なんですから、自由な選択はできるんです。できるんですが、しかしやっぱり主体は、 先ほど来から申し上げている、地元の皆さんを活用していただきたい。これは私の本音です。そう いう意味でひとつ両々相まっていかなければならんでしょうね。業とする人、利用する人、その人 たちのいわゆる気持ちが一体化する。そこにおいて愛町の精神、地元優先というものが生まれてく

ると私は思うんです。そういう努力をこれから私たちやっていかなければならんと私は思います。

- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) 今町長がおっしゃるとおりで、この条例はすばらしいものであるけれども、文言はすばらしい。ただ、これを具現化していくには大変な努力が要る。お互いにです。お互いにというのは、消費者といえばいいのか、町民といえばいいのか。それの意識の向上も必要である。そしてまた、逆にそれを受ける中小企業のほうもそれなりに、今町長言われたようなサービスあるいは技術の向上が求められる。今町は、指名入札等々でも町の業者を一生懸命使おうとしている。そういった姿勢も見受けられます。確かにそれでいいと思いますが、ただ余り言うと、また町長が言ったようにいろいろありますけれども、しかしここは、これだけすばらしいものができたわけですから、これから制定するわけですから、もう少し、もう一歩踏み出して考えていただきたいというふうに考えます。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) 6番、三輪正議員。
- ○6番(三輪 正) 今ほど中川議員が言われましたのにちょっと関連しますけども、町が補助金を出して何かの事業やって、そのとき、地元の料理とかという場合は、いきなりもう出雲崎はそういう大きな業者がないんだから対応はできないということでなくて、そういうときであれば2社なり3社が分け合ってやればできるんであって、私は町から補助金が出た場合は、やはりなるべく地元の業者を使うというまずその前提で、やったけど、どうしても値段的にとか内容的にはこれ難しいということであれば、これはやむを得ないと思うんですが、まず基本はそういった形でやるべきじゃないかなと思うんです。

それで、先日中学生との懇談会というか、意見交換会が議会とあったわけでございますが、そのときに、お店が少ないから、もっととか、いろいろ言われましたけども、やっぱり地元の人が利用してもらわないと、お店もみんなこれ経済ですから、ただボランティアでやっているわけじゃないですから、そうなるとやっぱり少しでも、確かに長岡とか新潟へ行けば、それは大きなのが種類も多いかもわからんけど、でも極力、極端に違わないものはなるべく地元で消費をしていいただくということが自分の今後の、若いときはいいですけど、少し年をとったりすると、やっぱり近場のお店というのは非常に大事なわけなので、その辺もあわせて、ぜひこういうのができたんであれば、そういう精神をもっと生かしていただきたいと思います。

それと、この中の中小企業ということで、出雲崎には幾つか企業がありますけども、全部がこの 中小企業に該当するような前提で考えておられるのか。

それと、私以前、企業誘致してきたんだけれども、その後何にもフォローがないと。これは、かなり前の話ですけども、人間を集めるにも何にも協力してくれないよというようなことは、今はもう閉鎖された工場の工場長さんから、かなりもう前ですけども、もう少しそういうところを、こう

いうふうな条例もいいですけども、やはり時々町のトップなり幹部の方が行ったり、担当が行って、 今どうだねとかいうふうなのが非常に私はいいかと思います。慌てて、閉鎖になって初めて、いや、 そう言わんで何とかとどまってくれじゃなくて、やっぱり日ごろのそういうのはフォローが大事だ と思うんですね。その辺をぜひやっていただきたいということで。先ほど中小企業は全部該当する のかとか、あと基本的な考えというか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長(山﨑信義) 町長。

○町長 (小林則幸) 3点ほど三輪議員さんのほうからのご意見があったわけでございますが、1点 目は、確かに今までの大会の中でそういう事例を私は見ております。その大きな大会を催すにも事 務当局はある程度、例えば大体予算の経費はこうだから、これに合うものをどうするか。200人、300人 ですから。そして、やっぱり出るところのお客さんのところに、とかく今までの大会の例から見ま しても、あなたのところのはあれは良い、ただうちのはちょっとお粗末だね、まずかったねという 声はあるわね。これはやむを得ぬですよ。しかし、そういうものは私は集約できると思うのですが、 大会をやりますと、単なる料理じゃないんですよね。あの大会の準備から全部一括やるんですわね。 それを良寛敬慕会なりが対応するのはなかなか難しい。だから、そういう業者にそういう会食なり、 あるいはその飲食物等、一体的に会場整理からこれすると、いかに経費を縮小してやるかという、 そういう大会にはそういう面があるんですね。これ私も見ておるんですが。そうなってまいります と、一概になかなか難しいな、地元の業者の皆さんから大会の用意から全部やってもらうというの は難しいなという面で、その起用範囲、100人やその程度なら地元、十分できると思うんですよね。 200人、300人になってくると、ある程度の対応というのはそのテーブルから、配置から全部やって もらうわけですから、そういう点がなかなか難しい面もあろうかと思いますが、そういう点につい ても私はやっぱりこういう時代ですから、今までやってきてだめだったんだと、我々はだめだ、と 言うようではだめだね。やっぱりよし、我々がやると。もうよその業者に負けないでやりますよと いうぐらいの気概でやってもらいたい。そうなれば、町は十分対応していきたいと思います。ぜひ そういう機運を盛り上げていただきたいと私は思いますね。

そして、地元の人が利用する、ちょっと聞いていないですが、当然ですね。地元の人からできるだけ、地元の商店を愛し、やっぱり地元のものは、それは大きな何かになってまいりますと、なかなか難しい問題がありますが、日常茶飯事のそういうものについては、地元商店を利用するということが私はやっぱり基本的に大事だと思うんですよ。

さらに、中小企業の定義をどうするのかということですね。中小企業の定義となってまいりますと、それはあるでしょう。でも私はここに、出雲崎町の中小企業のいわゆる小規模企業となれば、零細企業も全部含めればと私は思う。中小企業という定義は定義ですよ。でも私は、こんな中小企業の定義にはこだわらない。零細企業を含めた全体の中における出雲崎の小規模規模商店をどうするかという一つの基本路線に立ちたいと私は思っています。中小企業の定義、必要としないと私は

思います。あくまでも我が出雲崎町のどんな中小企業、零細企業も含めて対象にしていきたいと私 は思っています。

- ○議長(山﨑信義) 9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) 今町長の答弁の中でなんですけど、委員会付託するんで、ここで余りどうこうと、あれなんですけども、町長の今の答弁の中で、私は小規模零細は含むというふうにおっしゃいましたけども、制定において、ここに書いてあるいわゆる中小企業基本法に上げるものについては、例えば従業員何百人以下だとか、いろいろ書かれているわけですが、町長が思っている小規模企業、小規模事業者、あるいは零細企業、自営業者とかも含むのか含まないのか、その辺についてのところはどういうふうになっているんでしょうか。
- ○議長(山﨑信義) しばらくお待ちください。 町長。
- ○町長(小林則幸) 今課長さんからレクチャー受けたところでありますけど、中小企業、小規模企業定義、これはございます。ほとんど入ります。これを見れば入ります。私が言ったとおり、私はこういうものがなければ、そんなのはやりませんよ。冗談じゃない。1億円、5,000万なんて、そんなもの、だって私はこんなものやらない。こういう5人以下という零細が入っているからやるんですよ。中小企業で1億だとか、いわゆる株式で、こんなのだったら私はやりません。いや、十分入っていますから、それを大切にしてやります。
- ○議長(山崎信義) ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第72号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第73号 出雲崎町営住宅条例の一部改正する条例制定について議案第74号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第10、議案第73号 出雲崎町営住宅条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第74号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第73号、議案第74号につきまして関連がございま すので、一括してご説明申し上げます。 両条例とも現在川西地内に建設しております町営住宅川西ひまわりハウスに係る条例の一部改正 でございます。

まず、町営住宅条例では川西ひまわりハウスの設置、入居資格並びに家賃など、所要の改正を行 うものでございます。家賃は、ひまわりハウスの家賃を念頭に4万5,000円といたしました。

また、新定住支援金支給に関する条例では、条例の適用を受ける特定の町営住宅に川西ひまわりハウスを加える改正を行うものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 建設課長。
- ○建設課長(玉沖 馨) それでは、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第73号、町営住宅条例でございます。資料の17ページの新旧対照表をご覧ください。 今回川西ひまわりハウスの入居者は、大門のひまわりハウスに入居ができなかった方を優先して入 居いただくこととしておりますので、まず第5条第2項に町営住宅Bタイプにおける公募の例外を 加え、募集を行わずに入居者を決定できる規定を追加いたしました。

また、次の第44条の2第3項以降では、川西ひまわりハウスの入居者の資格、退去の時期、敷金の基準などに関して大門のひまわりハウスと同じ条件とするように定めております。

18ページ、別表第1は条例第3条に係る町営住宅の設置になります。川西ひまわりハウスを追加いたしております。

別表第2は、町営住宅Bタイプの家賃になりますが、20ページで川西ひまわりハウスの家賃、月額4万5,000円を追加しております。

なお、家賃の減免につきましても別に定める事務取り扱い要綱により、大門のひまわりハウスと 同額の取り扱いといたします。

続きまして、議案第74号でございます。一部改正の条文のほうをご覧いただきたいと思います。 川西ひまわりハウスに入居した町外からの転入世帯が将来町営住宅を退去して、町内に住宅を取得 し、定住する場合に新定住支援金100万円の支給に該当するよう条例の別表に川西ひまわりハウスを 追加しております。

なお、附則の経過措置につきましては、大門のひまわりハウスを申し込んだ時点で町外からの転入世帯に該当していた場合について、今回川西ひまわりハウスの申し込み前に出雲崎町に転入したとしても転入世帯として新定住支援金に該当するようにというふうに考えております。

以上でございます。

9番、仙海直樹議員。

○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。

最初に、議案第73号の質疑を行います。質疑はありませんか。

- ○9番(仙海直樹) 川西ひまわりハウスの家賃についてちょっとお伺いしたいんですが、私ちょっとこれ見たときに、今現ひまわりハウス、1階から3階まで4万3,000円から5,000円というふうになっているんですが、川西のこのひまわりハウスも1階の平屋なんで、ひまわりハウスの1階と同じ値段で設定のほうなされるのかなと思っていましたが、3階と同じ価格になっているんで、その辺はどういった考え方でこの金額になったのかをお願いしたい。
- ○議長(山﨑信義) 建設課長。
- ○建設課長(玉沖 馨) 川西のひまわりハウス、1階の平屋でございますので、例えば出入りをするときとか、車をとめるスペース、あるいは隣、あるいは上下からの騒音ですとか、そういったもろもろのことを考えたときに、集合住宅は集合住宅のよさがあると思うんですけども、今回のこの平屋の集合住宅は2階に住む、3階に住む、1階に住む、そういった環境等を考えたときに、高いところが好きだという人は別でしょうけれども、生活の利便性だけ考えると、1階のほうがやはり利便性が高いのではないかなと。そうすると、今回ひまわりハウス、大門の場合は1,000円ずつ3ランクに分けましたけれども、やはりそこの一番高いのは4万5,000円ですが、そこと同程度の価格が利便性を考えたときは適当ではないかなというふうに判断をさせていただきました。
- ○議長(山﨑信義) 1番、宮下孝幸議員。
- ○1番(宮下孝幸) 第5条の2でありますが、町長はということで、特別な事情があるときには公募を行わないことができると。この特別な事情というのは、どのようなものを指すのですか。
- ○議長(山﨑信義) 建設課長。
- ○建設課長(玉沖 馨) 本来町営住宅の場合は、公募をかけて入居者を募集をして、その上でその 応募をした方々の中から入居者を決定するということで、一般の国の補助金等をもらったAタイプ と言われる住宅については、公募をかけて国の町営住宅条例等の中で収入によって、困窮している 方々を優先して入居をさせましょうというような大前提のルールがございますが、Bタイプ、町が 単独費で建てた住宅につきましては、それぞれ目的を持って入居者を募集しておりますので、ひま わりハウスにしろ、石井町住宅にしろ、若い方々を入居させたいという目的を持って、それも募集 をかけて、それで応募した方の審査をしながら入居をする方々を決定しておりました。

今回の川西ひまわりハウスにつきましては、大門のひまわりハウスの入居を希望したんだけれども、残念ながら入れなかった方、この方々をまず優先するということでおりますので、そうすると本来の募集をかけるという手段がまずなくなってしまいます。それで、それを言葉で言いあらわすために今回特別の事情ということで、それがもう募集をかけないで、大門のひまわりハウスに残念ながら漏れた方は希望すれば優先して入れますということに対応するということで定めております。したがいまして、今回8棟ですけれども、もしあきが出るようであれば、それは募集をかけてやらせていただくということで対応することになります。

○議長(山﨑信義) ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第74号の質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第73号及び議案第74号は、会議規則第39条第 3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号及び議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。 これから討論を行います。

最初に、議案第73号の討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第74号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(山崎信義) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第73号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第74号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

◎議案第75号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長(山崎信義) 日程第12、議案第75号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題 とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第75号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの規約の変更につきましては、総合事務組合におきまして学校医等の公務災害補償の認定の機関として教育委員会を設置しておりますが、新教育制度の施行にあわせて、委員長を教育長に改めるものであります。

また、地方公務員法の改正に伴いまして、共同実施の採用、昇任試験についての引用条項の修正 を行うものであります。

最後に、新発田市が非常勤職員の公務災害補償事務の共同処理に新しく加入することになり、これによる規約改正となっております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- ○総務課長(山田正志) 補足説明させていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、県総合事務組合におきましても学校医と薬剤師の公務災害補償の認定機関としてございます。その認定機関として総合事務組合に教育委員会を設置をしてございます。この教育委員会の教育長につきましては、加入団体の自治体の教育長が任命されるというふうなことになっておるのだそうですが、限られた事務というふうなことになります。この場合、教育長、また委員の失職等の決定につきましては、その出身の自治体の市町村の選挙管理委員会が処理する事務というふうに決められてございます。ということで、ことしの4月から本町も移行しておりますが、新教育長のこの新しい制度に伴いまして、総合事務組合の中におきましても改めて教育長の部分を整理して改正するというふうな部分でございます。

続いて、採用昇任試験関係につきましては、これ地方公務員法が改正になりまして、その引用される条文が後送りされたような形で今回条文の根拠が変わるというふうなものと、町長の説明のとおり新発田市の非常勤の公務災害補償が共同事務組合への新発田市が加入されるというふうな部分での規約変更ということになります。よろしくお願いいたします。

○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第75号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定しました。 この際、しばらく休憩いたします。

(午前10時28分)

○議長(山崎信義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎議案第76号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号)について

○議長(山崎信義) 日程第13、議案第76号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第76号につきましてご説明を申し上げます。

間もなく第3・四半期を終了しようとしておりますが、歳出では、既に事業完了したもの、また 今後の見込みの中で年度末を待たずに今回増減額を計上いたしました。

次に、歳出補正の2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費では、新消防分遣所の完成によりまして、庁舎裏の現分遣所につきまして、今後柏崎市から譲渡を受け、左側の木造部分を倉庫、

会議室として改修するための工事費、倉庫の整理用のラック購入費を計上いたしました。9目防犯 対策費では、後を絶たない特殊詐欺対応のため、県費全額補助により、電話の通話録音装置の購入 費用を計上いたしました。

3項戸籍住民基本台帳費では、18節備品購入費で個人番号カードの顔をウエブカメラを用いて認証するための機器購入費を計上いたしました。

4項選挙費では、18歳までの選挙権年齢の引き下げに対応する電算システム改修費を計上いたしました。

3款民生費では、1項社会福祉費、2目障害者福祉費では、利用時間の増加により、障害者日中一時支援事業委託料を追加いたしました。また、マイナンバー対応の障害福祉システムのパソコン購入費を計上いたしました。障害福祉サービス費、療養介護医療給付費につきましては、今後の見込みにより追加計上したものです。3目国民健康保険事業費につきましては、法定負担の保険基盤安定分を、7目保健福祉総合センター管理費では浴室の施設修繕料をそれぞれ追加いたしました。

2項の児童福祉費、2目児童措置費では、制度改正によるもの、また入園者の増加を見込んで2つの園の委託料を追加計上いたしました。3目児童福祉施設費におきましては、大門児童遊園の廃止とともに土地を地主に返還することになりますので、トイレ、フェンス等の撤去費用を計上したものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、19節では新規5 地区を含む11地区の中山間地域等直接支払交付金を計上いたしました。環境保全型農業直接支払交付金につきましては、制度名称の変更によるものであります。農地集積・集約化促進事業費は、対象戸数6 戸分を計上いたしました。6 目改善センター管理費では、西越農環センターでの太陽光発電施設の整備に向けての設置・導入検討のための委託料を計上いたしました。

7款商工費では、今後の心月輪の利用を考えまして、厨房の改修工事費と厨房関係公有財産購入費、備品購入費を計上いたしました。

8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費では、本年度分町道9路線分の実施見込みによる追加分を計上いたしました。

4項下水道費では、消費税還付金の減額による繰出金の減額となりました。

9 款消防費、10款教育費では、予定していた各工事の完了に伴いまして、工事請負費の減額となっております。

3項中学校費では、国庫補助金が追加採択となり、校舎、体育館の外壁等の改修工事費、工事監理業務委託料を急遽計上いたしました。

5項保健体育費、2目体育施設費では、体育館ギャラリーの漏水が窓枠のシーリングに原因があることに判明いたしましたため、その改修費を、また利用の多いランニングマシンの追加配分を計上いたしました。

11款の公債費につきましては、利率の見直しによるものであります。

次に、歳入につきましては、1款町税では、今後の見込みとして、個人町民税を追加、固定資産 税につきましては減額の計上をいたしました。

16款の県支出金、2項県補助金、8目環境整備事業交付金では、本年度からエコパークいずもざきの第3期処分場周辺環境整備事業交付金が交付されることにより、目を新設いたしました。

19款繰入金におきましては、地方交付税普通分、繰越金の全額計上による財源調整により、財政調整基金の当初繰り入れ減額をいたしました。

その他に、分担金及び負担金、国庫支出金、その他の県支出金、寄附金、歳出に連動いたしました町債の増減を計上いたしました。これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額2億940万1,000円を追加し、予算総額を38億5,103万6,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようにお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 総務課長。
- ○総務課長(山田正志) それでは、補足説明させていただきます。若干長くなりますが、よろしく お願いいたします。

219ページ、補正予算事項別明細書の歳出からお願いをいたします。各款に時間外関係の人件費、また臨時職員の賃金等を計上してございます。総務費からでございます。まず、総務費の一般管理費についてでございます。需用費、食糧費を今回計上してございます。これにつきましては、来年28年2月の上旬、ほぼ日にちは決定しておりますけど、新分遣所の完成ということで、引き渡し、開所式を予定したいというようなところで、それの賄い部分でございます。あわせまして申し上げますと、11月末で分遣所を工事完了検査終わりまして、12月1日から柏崎市に使用貸借というような形で既に柏崎市のほうで電気代等を払っております。ただ、実際分遣所が業務開始は1月の15日を今予定してございます。その間引っ越し等というようなことでございます。したがいまして、旧分遣所につきまして、今の古いほうの分遣所につきましては、1月から出雲崎町が譲渡を受けまして、移動後ですが、譲渡を受けまして町のほうで利用させていただくというふうな形で、実際運営が始まっているところで引き渡し、開所式というような形に流れていくということで、よろしくお願いします。

そういうことで、5目財産管理費につきましては、光熱水費、これは旧分遣所というか、裏の分遣所の関係、火災保険料、それと分遣所が今度旧分遣所とちょっと言いづらいんで、多目的棟というふうな形で今回あげてございますが、新しい分遣所をつくった形もありまして、RCの部分には手をつけることはしません。耐震対応できませんので。したがいまして、木造部分について耐震補強をして、1階を倉庫、書庫ですね、2階を会議室というふうな形で考えるということで、1階部分に入れる整理用の棚のラック等を今回計上させてもらっているというところであります。

続いて、交通安全対策費につきまして、これ外灯等の関係で5地区の集落からの要望多くございます。2分の1の3万円上限でやっている事業でございますが、5地区の部分追加いたしました。それと、9目の防犯対策費でございます。特殊詐欺被害防止通話録音装置ということで、これ先日燕市の部分が新聞記事になっておりましたが、県の県消費者行政活性化事業補助金というふうなものを町のほうで受けまして、これ実は特殊詐欺の録音装置というふうなことで、手っ取り早く申し上げますと、電話の手前にこの機械の装置を入れることによりまして、電話がかかってきますと、振り込め詐欺等犯罪被害防止のため会話内容が自動的に録音されますというふうな言葉が流れます。それから通話が自動録音されるというふうなことになります。録音可能時間は最大で5時間ぐらいというふうなことでございます。これにつきまして、県のほうから補助金全額充てまして、1台当たり1万円でございますが、20台町のほうで購入いたしまして、今のところ75歳以上の多分主に独居の方になると思いますが、希望をとった中で貸与していくような形をとっていきたいというところでございます。そのまた利用につきまして、いろいろお話聞いた中で今後の対応も考えたいということで、設置に当たりましては職員のほうが直接伺って機械設置をしてみたいというふうに思いまして、実際警察のほうに1台ございましたんで、私らのほうで対応して試しにやってみたというふうな状況でございます。そのほかにも機能はいろいろついてございます。

続いて、220ページでございます。戸籍住民基本台帳費のところでお願いをいたします。職員給与が増えております。これは産休、育休の職員復職がございます。1月から復職されるというふうな部分で給与をあげてございます。それと備品購入費で、個人番号カード顔認証システム用機器というようなことで、1月からの個人番号カード、この交付におきましてカードには写真があるんですけど、それをダブルチェックするために国のほうが進めているものでございます。ウエブカメラを用いまして顔をその写真と確認認証というふうな機器のもので購入でございます。

続いて、221ページ、選挙費でございます。これは選挙人名簿システムの改修委託料ということで、 これ来年の7月に予定されます参議院選から導入されることになりますが、年齢の引き下げという ことで、18歳への引き下げに対応する選挙人名簿の作成システムの委託改修ということでございま す。

続いて、民生費の障害福祉費でございます。障害者福祉システム用パソコンということで、マイナンバー対応の業務というふうなことで、入れかえというふうなものでございます。障害者福祉サービス費、給付関係は今後の見込みというふうな部分で追加でございます。

続いて、222ページお願いいたします。国民健康保険事務費、これについては保険基盤安定分で法 定の繰り出し分の追加というところでございます。国民年金事務費についてでございます。金額少 ないんですけど、実は保険料の納付猶予制度というのがございます。現在20歳から30歳未満の方が 猶予というふうな制度になっておりますが、これが50歳まで猶予が年齢が引き上げられるというこ とで、来年の7月からスタートになります。そのためのシステムの改修というふうなことでござい ます。保健福祉総合センター管理費につきましては、これは男女の浴槽の風呂の開閉用の扉というんですか、それがワイヤーがさびていてということで、この際修理というふうなことで修繕費を追加してございます。

続いて、児童福祉費でございます。これ両保育園とも委託料が追加になってございます。まず、 負担金の保育士等云々の補助金、これが組み替えになってございます。ということで、委託料にか ぶって振りかえられている部分になってございます。ただそのほかに、出雲崎保育園新規が3名、 小木之城保育園が新規が1名というふうな部分で今後見込んで追加になっているというところでご ざいます。児童福祉費の大門の児童遊園工作物撤去料、これにつきましては条例で出ているとおり でございます。地権者への返還のための撤去というところでございます。

それで、4款衛生費でございます。誕生記念品の追加というふうなことでしてございます。また、 乳児おむつ等の支給関係、実は当初25人で子供さんが生まれてくる数を見ておりましたが、今現在 27人が見込まれているというふうな部分で、記念品を追加しているというところでございます。そ れと、環境衛生費についてでございます。これまた歳入でご説明申し上げますが、エコパークの交 付金、これにつきましてこれは特生排に充当というふうな部分でございます。廃棄物の交付金関係 で財源を振りかえているというふうなものでございます。

続いて、224ページお願いいたします。主なもので6款の農林水産業費でございます。中山間地域直接払いにつきましては、このたび継続が6地区、新規が5地区というふうなことで11地区のものになります。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで交付金になります。その下、環境保全型というこれ事業名が変わりまして組み替えというふうな形をとってございます。それと、青年就農関係の補助金についてでございます。これは滝谷の諸橋傑さんが2年目というふうなことで、2年目の6カ月分について今回計上というふうなものでございます。それと、農地集積・集約化でございます。農地面積の集約に応じてというふうなことで、これ出し手のほうに交付されるものでございますが、0.5ヘクタール以下これ4戸で、1戸30万円になります。0.5ヘクタール以上が2戸で、1戸当たり50万と、そういう金額のもので今回追加でございます。

続いて、225ページ、改善センター管理費の西越センターの太陽光関係でございます。これ町長の 説明のとおりでございますが、これにつきましては導入の調査検討委託料というふうなことで、実 は補助金が10分の10のものでございます。発電50キロ以下ということで11.25キロワットの予定で調 査というふうなことになりますが、とりあえず調査検討というふうな部分の委託料でございます。

続いて、商工費でございます。観光費の中の心月輪関係でございます。町長の説明のとおりでございますが、心月輪につきましては昭和56年の建築というふうな形で推移してきてございます。厨房の抜本的な改修、その他建物と接続しているようなものについては、一体的なものは公有財産として、その他汎用性のあるものについては備品として、今回計上してございますし、議会資料として用意してございますので、ご覧をお願いしたいと思います。

続いて、天領の里管理費でございます。金額的に5万1,000円の光熱費ですが、実はこれも資料のほうで載せてございますが、電気自動車、EVの充電器2基を設置するというふうなことで、設置にかかる費用については日本充電インフラ株式会社が設置するというふうなことでございます。ただし、かかる電気料について、本町が持つ部分がこれでございます。ただ、この電気料につきましても、半年以内にまた町のほうに返ってくる部分があるというふうなものでございまして、今年は計上のみでございますが、来年以降から入ってくる部分が出てくるというふうな形になります。

続いて、227ページ、土木費の道路橋りょう費でございます。除雪車の格納庫関係で、道路維持費につきましては交付金が配分がなくて外れた分、その分過疎債のほうで振りかえてございます。道路新設改良費につきましては、町道の9路線の精算、これからの見込みということで増減したものでございます。道路橋りょう維持費につきましても、交付金から外れたもので、一般財源で振りかえての財源調整をしてございます。

続いて、228ページ、下水道費でございます。特会のほうで消費税関係が一般課税からこれ簡易課税に移っているというふうな部分で、歳入のほうが見ておりました消費税部分のほうが金額的にそう多くならんかった分、一般会計からの繰出金を調整して減額というふうな形になってございます。住宅費につきましては、これ今建設中の川西ひまわりハウスの消耗品ということで消火器を各1というふうなことで、あとごみ箱もその部分でございます。それと住宅環境整備費についてでございます。これも財源更正しておりますが、社会資本整備交付金これが配分がなかったというふうな

ことで一般財源と振りかえているというところでございます。

続いて、消防費、229ページでございます。常備消防費で大きく6,500万円金額が振りかわってございます。これエコパークの交付金に振りかえというふうなことでなってございます。今年度からスタートしていますエコパークの交付金につきましては、今までですと3つの下水関係と簡水での充当、交付税関係、補助金関係抜かした部分への環境整備という部分で充当になってございましたが、今回から消防防災の関係で消防事務の委託金に充当が可能になりました。ということで、これは柏崎市への常備消防部分への委託金の財源としての今回振りかえにしてございます。充当率につきましては、今までは100分の75%の充当率になっておりました。したがいまして、1億ですと1億3,000万ぐらいの事業をしないと1億円の吸い取りができなかったんですが、今回は10分の10というふうなことで、1億円の事業に対して1億円充当することができるというふうな条件面で大分よくなっているというようなことでございます。金額につきましてはまた歳入のところでご説明いたしますが、消防費で財源振りかえをしているというところでございます。

続いて、230ページをお願いいたします。中学校の学校管理費の工事請負関係でございます。中学校の校舎、体育館の外壁の改修工事でございます。外壁回りの部分での修理というふうなものでございます。1学校当たり2億円が上限の補助事業であります。ということで3分の1が国庫補助で、3分の2が起債を充当できるというふうなもので予定してございます。

続いて、備品購入費これ家庭科室のガスこんろでございます。8台あるそうでございますが、10年、 15年以上経過しまして、一部にふぐあいが出ているということで、この際全部やはりかえたほうが いいということで交換というふうな、これからの事業で必要ということで交換でございます。

続いて、社会教育費の良寛記念館の管理費、これ基金積み立てでございますが、寄附金を2口いただいております。お二人からいただいています。その分で積み立てというふうな部分でございます。

続いて、232ページをお願いいたします。体育館の西側窓のシーリングの改修工事ということで、 実は体育館の雨漏りの関係で工事費一度計上して、また減額いたしましたが、なかなか原因がわからなかったんですが、最終的に海側の窓枠のシーリングがやっぱりふぐあいになっているというふうな状況が確認できまして、その辺の部分を今回改修するというところでございます。それと、体育館のコートラインでございます。バスケットこれ新基準になっておりまして、ラインの変更が必要になっております。その辺の部分の改修。部分的なラインの張り直しという部分なところでございます。備品関係は、ランニングマシンこれ1台の追加でございます。希望が多いというふうなことで、今2台ございますが、1台をあれして3台体制でというところでございます。

最後に、公債費につきましては、これ減収補填債、臨時財政対策債関係で、20年の起債でございますが、10年で利率見直しというふうなことで今回見直しされた部分での動きになってございます。 次に、歳入、212ページお願いいたします。1款町税関係、現在の調定額からのもので増減部分計上してございます。

10款地方交付税についてでございます。特別交付税については、当初3,400万円計上しておりますが、まだこれ3月末の決定なんで動かしてございませんが、普通分の交付税につきまして、最終的には15億1,500万円の決定になっておりまして、今回財源調整という形で追加をいたしましたが、留保で7,800万円ぐらいやはりまだ留保しております。これは3月でまた財源調整をさせていただくということでございます。

213ページ、分担金、国庫支出金関係の以下は、これ歳出に連動したものでございます。

214ページの中ほどの教育費国庫補助金、これにつきましては中学校の外壁の補修の3分の1補助分を計上してございます。

それと、215ページ、民生費の児童福祉費負担金で保育所運営費負担金減というふうなことで、制度の改正に伴いまして事業名が変更になったということで組み替えになっております。

それと、県補助金の中ほどにあります県消費者行政活性化事業補助金追加ということで、これが 先ほどの通話録音装置20台分の1台1万円の部分でのものでございます。

それと216ページでございます。中ほどの環境整備事業交付金、これが今回県のほうで要綱が制定されたものでございますが、県エコパークいずもざき第3期処分場周辺環境整備事業交付金ということで、本年27年から42年までの16年間の交付でございます。交付額は15億5,000万円、10分の10補

助というふうなものでございます。それで、今のところ要望、予定としまして本年度は1億5,000万円、来年、再来年も1億5,000万円ずつでの要望を出してございます。したがいまして、先食いになりますので、最後のほうは金額的に落ちてくるというふうな形になるかと思いますが、一応16年間を上限というふうなことでございます。農排、特生排、下水、簡水、消防費関係に充当というふうなところでございます。

それと、217ページ、基金関係で基金繰入金関係でございます。財政調整基金の関係で3億円このたび当初と6月補正で取り崩したものを戻しているというふうな状況でございます。当初に4億2,000万円、あと補正で1億7,800万円の取り崩しというふうな予算になっていることで、最終的には5億9,800万円財政調整基金を取り崩すことで予算上はなっておりますが、今回3億円戻すというふうなことで、今の予算上の取り崩しは2億9,800万円というふうな金額で予定してございます。また今後年度末の調整によりましてこの部分がどれだけ圧縮できるかというふうな部分になってこようかなと思います。

繰越金につきましては、全額予算計上いたしました。

218ページ、町債についてでございます。先ほど国交省の交付金部分がつかなかった部分で起債に振りかえた部分、除雪車格納庫、あと道路関係と、防火水槽につきましては工事費が大きく減額なりました。これ矢板の掘削を予定したんですけど、海岸地区2カ所についてオープンカットで施工できるというか、実際そっちのほうが効率的だというふうなことで、工法を変えまして、そうしましたら金額的に相当落ちたというふうな部分で、オープンカットでのものでございます。あわせまして、財源となる起債が落ちたというところでございます。中学校関係は、外壁の関係での国庫補助を除いた部分で3分の2の起債の充当ということでございます。ただ、この起債自体がことしで終わりの起債でございまして、充当率が80%という過疎より高い充当率の起債でございますのでぜひこのチャンスに中学校の外壁をというようなことで急遽計上というふうなものでございます。

戻ってもらいまして、209ページ、第2表これ地方債の今ほどの説明のものでございます。中学校 関係での、これは全国防災事業債というふうなことで80%交付税措置がある事業だというふうなこ とでございます。変更については、過疎債の変更でございます。

最後、233ページですね、給与関係の職員の手当関係で主にございますが、一応明細書を載せてご ざいます。234ページは、今ほどの起債の関係での動きを調書として載せてございます。

以上、補足を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山崎信義) これから質疑を行います。質疑では、ページ、目、節を添えてお願いします。 質疑はありませんか。

1番、宮下孝幸議員。

○1番(宮下孝幸) 225ページの3目の15節から18節、これ心月輪に関係する予算が提案をされておりますが、たまたまあいてしまうかなと心配されたものが、新たに求められる方も見つかりそうだ

ということでありますから、歓迎すべきことだと思います。ただ、あいたものに新たな方が入った からこれいいのではなくて、町長意見交換の中でもちらっとお話しされましたが、当然やっぱり営 業的に成り立っていかないと、借りたはいいが近々閉めましたということになると、これだけの公 費を投じても意味がないわけですね。そこで、以前私この良寛記念館を預かるときに、あくまでも 博物館法にのっとって教育委員会ではなくて、記念館法にのっとって産業観光課が担当して観光の 一翼を担うような施策を立てていくべきではないかというお話をしたと思いますが、その節町長も、 何課ということではないと、町が責任を持ってやっていくんだというようなご答弁をいただきまし た。まさにそのとおりだと思います。これそのまた後に良寛記念館におけるいわゆる観光人口が増 えていますか、減っていますかという質疑に対して、減っておりますと。それに対して対策を立て ておりますかとお聞きしましたが、対策は現在立てておりませんと。その節町長またしっかりとし た答弁いただいて、ただ待っているだけで今どきお客は来るわけないんだと、しっかりとしたもの を持ってやっぱりふやしていく努力をしなければならないというようなご答弁をいただいたように 記憶をいたしております。当然心月輪という、良寛記念館非常にかかわりの深い施設でありますか ら、大いに活用していただいて、進んでいただくことを希望するわけでありますが、良寛記念館と のコラボをどういうふうに持っていってこの営業が成り立っていくような運びにしていこうと思っ ておられるのか、その辺のところの答弁をいただきたいと思いますが。

○議長(山﨑信義) 町長。

○町長(小林則幸) おっしゃるとおり、私たちは所管をどうするか、こうするかじゃなくて、やっ ぱりそういう横断的に全ての面を、それはその所管についてはやはりその文化財的ないろんな意味 もございまして、良寛記念館についてももう少しひとつ記念館の持つ意義を県、国あたり認めても らいたいというようなことで申請なりいろいろアクションを起こしているわけでございますが、そ ういう意味合いにおきますと、やはり所管は教育委員会ということになるわけでございますし、い わゆる観光産業振興となりますと、記念館も産業観光の所管というようなことの中で、いわゆる区 分的には仕事の内容については相入れやはり協議しながらやっていくわけですが、一応の区切りと しては、組織的な区切りとしてはそういうことをやっているんですが、そこで皆さんからも常に指 摘をされ、今回の一般質問にもそのようなことが出ておるわけでございますが、心月輪と記念館を いかに有機的にリンクをさせながら集客を図り、またおいでいただいた方々からご理解をいただく かということが最大の一つの目的になってまいるわけでございますので、その点をどうすべきかと いうことを真剣に考えていかなきゃならんと思います。要するに大体一般質問で出ているようでご ざいますが、記念館については入館者はかつての9万等々の大きな集客があったわけでございます が、最近はさま変わりですね。入館者も少なくなってきている。これは全国的な博物館の流れから いたしましてもやむを得んかなと思っているんですが、その中でも記念館は案外善戦をしているか なと思っています。そういう意味の文化的な記念館、良寛さんというものについては、徹底的にひ

とつまたさらに売り込み、また大勢の皆さんから関心を持って寄っていただく。あわせて心月輪、 心月輪はやっぱり記念館を補完をしながら、記念館と心月輪はリンクしながら記念館に来た方々が 心月輪に寄ってコーヒーを飲んだり、物を買ったり、ちょっと物を食べてもらったりというような ことで設置をしたわけでございますが、いかんせんやっぱりいろいろな状況もございまして、変遷 をたどってまいったわけでございます。そういう中において、今回そばを開始したんですが、非常 に好評でした。好評でしたが、しかし週何回あるいは季節的なものということですね、非常に不定 期的な面がございますので、お客様なんですが、その辺がいまいちというところでございます。そ ういう意味で、今後の心月輪について、経常的に通年的にということを考えておりましたが、ぜひ ひとつやらせてくれということで手を上げられた方がございましたので、私もちょっとお会いしま した。本気でやってみたいと。心月輪で出す志田のラーメンの伝統を受け継ぐと同時に、またちょ っと出雲崎にない洋食関係、そういうものをアレンジしながら挑戦をしてみたいということは、結 果的にはこの良寛さんを慕って、あるいは良寛さんに対する敬意を持っておいでになる方、心月輪 行ってそれじゃ、出雲崎にないちょっと珍しい料理が出る、おいしいものが出る、よし行ってみよ うかというようなことの中でお客さんが来ていただいたその中で、そうせやちょっと足を伸ばして 良寛さんのいろんな、残されたそういうすばらしいものを見てこようかという、また行ってくださ いと言うこともできると思うんですね。そういう意味で、私は新しい転機、展開が迎えられるかな と思っています。そういう意味で、いわゆる所管する課についてはいろいろ皆さんからご指摘はご ざいますが、今後課は違っても横断的にしっかりと連携をとって、ただ俺はこれだけやっているん だというんじゃなくて、そのそういう入館者をふやすためにはどうするのか、心月輪をするのはど うするのかというそれぞれの担当、担当の中でそれを単に俺は与えられたものをやればいいんだ、 そんなのだめなんですよね。おっしゃるように全てにそういうものは必ず有機的に結びつきながら 相乗的な効果を上げていかなきゃだめなんです。俺はこれやっているんだから関係ない、それは絶 対だめだと。私も現地視察へ行ったら、それを強く申し上げているんですが、そういう意味でまた 新たなる挑戦をいたしますが、相当経費をかけます。また皆さんからもしっかりとまた協力をして いただきながら、またいろいろご指摘あったらば私のほうへ申し上げていただきながら、今までと 違った段階といいましょうか、運営方法の中で結果がよかったと言われるような形にしてまいりた いと思っております。そういう意味で、いろいろご意見ありますが、またしっかりと私ども受けと めさせてもらっておりますので、よろしくひとつお願いします。

- ○議長(山﨑信義) 1番、宮下孝幸議員。
- ○1番(宮下孝幸) 私がいわんとすることを、町長そのまま答弁でいただきました。そのとおりだと思いますね。新たに始められる、本当に心強い方があらわれて、町としてもこの上ない喜びなわけですけれども、今お話しのように良寛記念館で来た観光の方々がご利用していただくようなものができていかないと、ただの町の食堂利用者だけが利用するみたいな形になってしまう。これでは

やっぱりその心月輪というもともとの概念から外れていく可能性がありますから、ぜひ町長答弁の中でお約束をいただきました。 2 課にわたるわけでありますが、担当課それぞれの中で知恵を絞っていただいて、ぜひこの勇気ある方が永続的に営業が続けていけるような支援を考えていっていただけばと、そのようなことを希望いたし、答弁のほうは結構であります。

- ○議長(山﨑信義) 8番、諸橋和史議員。
- ○8番(諸橋和史) 216ページ、2項、農林水産補助金ということで、ここに県環境保全型農業直接 支援事業補助金減額という数値がなっております、390万。これは面積が減ったのかどうかというこ とを1つお聞きしたいのと、その下の小水力等農村地域資源利活用促進事業補助金というのがござ います。これが120万ほどのっておるんですけども、これはどういうものなのか、ちょっとお聞かせ 願いたいです。

それと、私町長にも懇談の席で申しましたけれども、今ここに224ページで6款の3目、農地集積・集約化促進事業という、これは制度があるから今の現状こういう金額がのってくるものと思います。先ほど説明を受けましたけれども、今後例えば中間管理機構とかこういうものに委託しながら進めていくのか、また基盤整備が進んできた場合、農業政策をどのようにお考えを持っておられるのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

- ○議長(山﨑信義) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(田口 誠) まず、216ページの環境保全型農業直接支援事業補助金が392万2,000円減額になっている件等でございますが、これにつきましては、下の県環境保全型農業直接支払交付金ということで事業が変わりました関係で、変わりまして407万6,000円を新たにその対応と見込んでいるものでございまして、今年度から環境保全につきましては冬期湛水ですとか有機農業、無農薬ですね、それのほかに設置等、あと堆肥散布、堆肥の施用ということなんですが、そういったことの中において今年度から、今までですと冬期湛水をやると冬期湛水しかだめだったんですが、それとあわせて堆肥の散布施用すると、国、県の予算の中においてなんですが、2つの事業をやっても採択をされるということになった関係から、事業費としては増えているということで、この金額については国と県の分が入っている状況ですので、歳出のほうではそこに町の分4分の1が加わって出ているという状況でございます。それから……
- ○議長(山崎信義) 課長、ちょっと答弁中だけど、質問の場所が違う。その上の補助金減の問題、 質問。
- ○産業観光課長(田口 誠) 減については、ですんで、事業名が変わった。上の補助金という形で 今まで出ていたんですが、今後交付金という形で事業名とその内容が変わってきたもんですから、 上のほうについては全額減額をさせてもらって、新たに交付金という形で歳入を設けさせていただ いたという状況です。申しわけありませんでした。

それから、西越改善センターのところなんですが、太陽光発電を設置する計画といいますか、事

業がございまして、それの設置計画を委託するというものでございます。

それから、224ページの6款1項の3目の農地集積・集約化促進事業の補助金でございますが、これにつきましては中間管理機構を利用した受委託の方の中で出し手の方への支援ということで、先ほど総務課長からもございましたが、5反未満が30万、2町未満5反以上が50万という中で、それぞれの中で5反未満の方が4名、それから5反以上の方が2名ということで計上させてもらっている事業でございます。

- ○議長(山﨑信義) 今後も続けていくかどうかです。
- ○産業観光課長(田口 誠) 今後につきましても、今中間管理機構機能しておりますので、できるだけそういう形の中でということで進めてまいります。ただ、中においては物納ということを希望される方がおられます。そういう方にも一応そういうことがあるんですよということを説明をしているんですが、中には、いや、物納でいきたいんだという方でこの事業に乗らない方も若干名おられるということですが、事業としては来年度以降も進めていきたいといいますか、存続していきますので、今までどおり進めていくということで考えております。
- ○議長(山﨑信義) 8番、諸橋和史議員。
- ○8番(諸橋和史) 224ページのこの農地集積という問題については、制度上で今やられておるものですから、わからないわけではございません。それで、中間管理機構は集約農業ということで区画整理をした中で、ここはA農家、こっちはB農家というふうな割り振りの中で進められてはいるんですけれども、現実的に見ますとまだ出雲崎は基盤整備してもまだら模様の農地配分になっております。先般町長にもお話ししましたけども、法人化とかいろいろな農地の受委託の問題を今後町がどう考えているのか、町長にちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。
- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 私はその席でも申し上げているんですが、皆さんもつい先般2015年の農林業センサス結果出ました。大変厳しい数字ですね。いわゆる10年間で経営個体が約40%、就農人口が200万減った。しかもですね、62歳からいわゆる平均年齢が66歳に上がった。もうこれからこういう制度どんどん進んでいくんですね。そこに農地集約、私はこれ農地バンクはいいんですよ。でも、今うちの町の実態は、本当に個々ばらばらに、いやちょっと俺は、いや、それいいんですよ。制度を利用してもらえばいいんです。いや、俺はもうとてもじゃないが年をとったし、あるいはまた紹介があったからちょっとやってくれないかと、もう個々ばらばらに5反とかそういうものを、それじゃ、俺はひとつ頑張らせてもらおうかという方々が60、70の方が受けておられる。これはね、本当のいわゆる農政改革の中における農地集積にどれだけプラスになるかというと、出雲崎は大変厳しいと思うんですよ。私は、だから考えていることは、例えば今皆さんのところの上地区の基盤整備しますね。私はもう少し農家意識を変えてもらって、基盤整備をすることによって、もう将来的にどうしても自分の農地を守り切れない人もいるんですよね。私はそういう中におけるいわゆるその農地

を最終的なお互いの持ち分を配分しますが、そのときに本当にやる気のある農家はどなたがいられ るのか、その方々がその時点で、よし私がやると、よし俺は受ける、それじゃ、受けていなよ、そ ういうものの基盤が整備されたものの中における区画をはっきりとして、その中である法人経営者 が進めることによって本当のこの農地バンクの目的は達成なんですわね。私やっぱりそういう意味 からして、これから私はっきり申し上げて上地区においてはそういうものはできないのか。そうし ていかないと、制度はある、確かに今動いている、しかし必ず行き詰まるは出てくると思うんです よ。本当にこれからのこの中山間地の厳しい農業をいかに守るのか。平地ではないコストもかかる、 そういうものです。それにはいろいろな要件ありますよ。ありますが、言われるように出雲崎の米 はおいしいと、これいいでしょう。そういうものもつくっていくんですが、経営体自体をどうする かということを、私はこれは本当真剣に考えていかんきゃだめだと思うんです。私はかつて申し上 げたね、あのとき議会で申し上げた。これからの雇用の場をつくる。それはハローワークもある。 あるが、私はどうしたってそれを補完する地域のそういうハローワークにそれをリンクしながらや る、そういうものが絶対必要だと言ったら、国はいろいろ整備をしてやるというんでしょう、これ から。そうなんですよ。私たちこういう小さなところにいるとわかるんですよ。そうしなければな らない。先を見通してやらなきゃならんと思うぐらい、私はこの農地バンクも本当にこれを本当の 経営体を集約してやるには、もう徹底的にやらんきゃだめだと思いますね。だから、今はいいです よ。しかし、こういう状況の中でそれだけ皆さんからご理解いただいていますから。でも、将来的 にはこういう状態じゃ行き詰まりますよ。私はもう少しこの農地集積はどういうことを目的にして いるのかということをお互いに真剣勝負かけて、私はもう率直に申し上げて、場合によっては町だ ってそういうのを介添えしながら、経営体の一員として参入しながらやっていかなきゃならない時 期が来ると私は思いますよ。そこまでやっていかないと、小手先だけでは、今はいいでしょう。で も、必ず行き詰まることは私はあると思うんです。そういう意味で、これからやっぱり、国の制度 はありますよ。その制度をこのいわゆる我が町の実態に即してどうやっていくかということ、これ は大きな問題ですね。本当に私は真剣勝負かけてやらなきゃだめだと、諸橋さんも頑張っておられ ますがね、そういう点でやっぱりお互いにひとつ研究してやらなきゃだめだと思いますよ。町だた って大胆にね、やれやれ、こうしなさい、町だって責任持ってやるんだと、この町の農業を守らん きゃ出雲崎町がないんだというぐらいの気概でやっていがんきゃだめですね、と私は思います。そ ういう意味でこれからいろいろ制度ございますから、その制度を我が町に合った活用できる、この ことが町の産業アップにつながるようなことを考えて私はいきたいと思いますので、またひとつご 指導いただきたいと思います。

- ○議長(山崎信義) 8番、諸橋和史議員。簡潔にお願いします。
- ○8番(諸橋和史) はい。先般も町長ご出席いただきました認定農業者会がありましたけれども、 現実には私の世代より上な方、下の方が二、三名、あれだけ人数集まっても、世代的にはもう何年

かするというふうな先の見える今の農業形態であります。町の行政も踏ん張ってしっかりと計画を立てて、また方向性を立てて、また八手地域においては基盤整備も進んでくると思います。そこらも含めて物事をしっかり考えていってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(山﨑信義) 2番、中野勝正議員。
- ○2番(中野勝正) 総務課長にお聞きします。ページ数は219ページなんです。9目の中の防犯対策費の中の特殊詐欺これ全国的になっていた中で、県の試案の中で3町村がそれに乗ったかという中でしたわけですが、その中で今課長の答弁ですと20戸という中で20万計上されたということなんですが、県のほうからはその割り当てみたいのは来られたのか来ていないのかお聞きします。
- ○議長(山﨑信義) 総務課長。
- ○総務課長(山田正志) 本町の20万円が割り当てというふうなことでございます。
- ○議長(山﨑信義) 2番、中野勝正議員。
- ○2番(中野勝正) 割り当てとなれば、それ以上ないわけですが、これにおいてはもし先ほど答弁の中ではそれを様子見てよければ拡大というようなお話のように受けとめたんですが、ぜひその受けとめ方で、今物すごくこの特殊詐欺なっていますので、今当町に被害に遭われたとか遭われないという話は私は聞いていないんですけども、なる可能性が物すごくあるんですよね。その中で、ぜひともまた調べた中で拡充できるもんであれば拡充していただきたいということでございます。答弁いいです。
- ○議長(山﨑信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) 230ページです。中学校費なんですけれども、工事請負費 2 億2,000万私これちょっと桁を数えてしまったぐらいなんです。有利な起債で80%充当されるということなんですが、これ資料もつけていただいていて、資料のほうの写真を見ますと随分今傷んでいるなということはわかるわけなんですが、もう少し若干詳しくどういう部分にどの程度お金がかかっていくのかということをお聞きしたいと思うんですけれども。
- ○議長(山﨑信義) 教育課長。
- ○教育課長(山田 栄) 工事の総事業費で2億2,000万を計上しておりますが、これは今実施設計を発注している最中なので、実際のところは大まかな数字となっております。そのうち体育館棟のほう資料だと左側になりますが、こちらは外壁のほう全然手をつけていなかったのと、あわせて屋根のほうのふきかえもやるという程度の予定を考えていまして、約4,000万程度かかるんではないかなというふうに考えております。あと校舎棟のほうでございますが、校舎棟も教室棟それから特別教室棟、管理棟、技術教室棟と全部ありまして、こっちのほうについては昨年ですかね、外壁工事というか、パラペットだけ剥げ落ちていたところがあったところの修理は終わっております。それで、パラペット以外の外壁がそこで見てわかるとおり鉄筋が露出したりしている状態で、こちらのほうの事業費のほうが1億8,000万程度かかるんではないかと。これはまだ概算で、正式な設計が出てい

ませんが、要求しております。総務課長の説明にもありましたけども、東日本大震災の特別会計、 防災力強化事業というのは5年間の有事立法でありまして、平成27年度が最後です。それで、平成 27年度の文科省で持っている予算がまだあったというところを要求していっているところでござい ます。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) まだ詳細が多分詳しい金額が出ていないので、これ以上あれなんですけれども、 2億2,000万というとやっぱりすごくかかるもんなんだなというのはちょっと驚きだったんですが、 パラペットを既に修理していますけれども、そのときにもやはりお金かかっているわけですので、 使うお金を後でむだにならないようにしっかりした立派なものをやはり修理して子供たちの環境を 整えていっていただきたいと思います。
- ○議長(山﨑信義) 1番、宮下孝幸議員。
- ○1番(宮下孝幸) 同様の項目でありますが、今写真を見せていただいております。外壁に関しては補修とあるんですが、私この写真を見る限り、ヘアクラックが入っていたり、さびが露出していたりと、塗装工事必要ないんですかこれ。いわゆるクラックから雨が浸入して中の鉄筋がさびて膨張してコンクリートが剥離するという、こういうことというのはもう往々にして起きるんですね、RCの場合はね。どうもこれ見ると、塗装しないでこれいいのかなと。髙桑議員の言った1億幾らが高いなんて言いませんよ、私は。これ今仮設足場をかけるということは、同じ足場をかけて工事するわけですけれども、これ現地総務文教も見られたようですが、教育課として見られていて、これ補修というのは恐らくクラックを例えばシーリングなんかで埋めたりとかと、そういうことなのだろうと思うんですね。これ塗装かけなくて大丈夫なのかなと、年数的に見ても恐らく塗膜の寿命来ていますよ、これ。どうですか。
- ○議長(山﨑信義) 教育課長。
- ○教育課長(山田 栄) おっしゃるとおりでございまして、ここに項目に載っておりませんけど、 最終的に塗装工事まで行います。工法としては、ただただ外壁が浮いている状態のところはたたき 落として塗りかえる部分と、あとはピンディングといいましてピンを1平米当たり16本ぐらいです かね、全部打ち込んで押さえるという工法の2種類の工法を、部分的にどっちの工法をとるかとい うのはその傷む状況によりますけども、それで行いまして、当然鉄筋なんか露出しているところは もう磨き出しして完全に塗りかえをしなきゃいけないんですけども、最終的な塗装工事まで入って おります。
- ○議長(山﨑信義) 6番、三輪正議員。
- ○6番(三輪 正) 歳出の219ページ、8目交通安全対策費の外灯修理費補助金追加ということで15万 円話ありましたけども、これをもう少し、例えばこの前もいずれは日本の国内では蛍光灯の製造は

中止するんだというふうなことで、多分全部LEDになっているんじゃないかなと思うんですが、 その辺の関係と、前に議会でお願いしたこういう外灯も町の外灯だとか集落の外灯だとかわかるよ うに全部表示していただきたいということで、ほとんどなっているかと思うんですが、まだついて いないのがあるんじゃないかなという気がするんですが、その辺総務課長ちょっとご説明願いたい んですが。

- ○議長(山﨑信義) 総務課長。
- ○総務課長(山田正志) 外灯のさらなる追加の予算ということでしょうか。

[「この内容を、LEDなのか」の声あり]

○総務課長(山田正志) 最近集落からの要望の入れかえは全てLEDになっております。それで、 実際金額が、実はもう実際今厳しい状況で、待っていてもらうところもあるぐらいの要望が出てき ているということで、かわっていくちょうど境目なのかなというような感じでございます。

あと、外灯のその印なんですけど、ちょっと私もどこまでやっているかというのはあれなんですけど、ただ東北電力来られまして、それぞれ集落管理云々というんでこの番号みたいなものを何か集落に一覧費をお送りしているというふうな話もちょっと聞いているんで、その辺の部分と町のほうが印をつけるというふうな部分、ちょっとどういう兼ね合わせになるのか、もうちょっと整理してみたいというふうに思っています。

- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) まず、220ページ、戸籍住民基本台帳の中で、18節の備品購入で個人番号用に顔認証システム機器を買うということですけども、41万5,000円。まず1つですけども、今顔認証の技術というのは日進月歩でどんどん、どんどん進んでいるわけですから、買っていいもんなのかなというのこれまず見たとき思ったんです。よく役場は何でもパソコンにしろ、コピーにしろ、リースで、リースでという、リースしてそれ何年かごとにもうどんどん、どんどん新しくなっていくということをやっていますけど、今明らかに顔認証なんていうのは今新しい技術で、どんどん、どんどん日進月歩で新しいもの出てくるだろうに、ここで買っちゃっていいのかなというのが1つ疑問です。リースのほうがいいのではないかなというふうな気がいたしますが、そこのなぜ買うのかという理由づけをお聞かせ願いたい。

それから、221ページ、民生費、第1項社会福祉費の中の一番最後ですね、障害福祉サービス費追加で574万、結構な額なんですけども、それとその下、療養介護医療給付費107万ですね、これちょっと説明がよくわからないので、教えていただけませんか。それが2点目です。

それから、3点目、今ほど心月輪のところでいろいろ新しくなって喜ばしいことだと思って、私一般質問するんで余り言うとまた一般質問ネタがなくなるんで、少し抑えぎみに話ししますけども、まずこの厨房の備品ですね、資料のほういただいていますけども、公有財産で買うもの、あるいは備品で買うもの等々ありますけど、これ図面に一回落としてありますか。というのは、これだけみ

んな入りますか。当然各機器をこれだけそろえるんですから、専門家から見ていただいてこれとこれとこれという形になっているんでしょうけど、そしてこれ全部新品なのかどうなのか、その辺教えてください。

- ○議長(山﨑信義) 町民課長。
- ○町民課長(池田則男) 1点目の顔認証システムの関係でございます。これにつきまして、何回かといいますか、国の総務省のほうから、ぜひこの顔認証システムの導入をお願いしたいということで、全国市町村のほうに何回か通知来てございまして、これについて、正確には連絡ありませんけど、交付税措置がされるということの話を聞いておりまして、せっかく交付税措置があるんであれば、その全体としましてパソコンにつきましては外部と連携していない、外部とつながっていないものというのが大前提でありまして、単独で購入なりして使ってくれというふうな指示がございます。今回レンタル云々ということを考える以前に、せっかくこういうふうなものを購入してくれというふうな要求があったもので、あえて購入をするということで考えました。あわせてそのパソコンについてある程度の動作環境が上のものでないと使えないというようなことなんで、今現在単独でこの顔認証システムに対応できるパソコンはないという状況だったので、今回あえて購入という形をとらせてもらいますし、あとスキャナーというものも新たに個人番号カードをスキャンするというものとあと最後にウエブカメラというものを一体として今回購入したいということで今回全て購入という形をとったものでございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 221ページの扶助費の障害者福祉サービス費の追加及び療養介護医療給付費の追加についてご説明をさせていただきます。この障害者福祉サービス費のほうは、当初予算で1億4,500万程度の予算を計上させていただきまして、障害者のサービス全ての経費がここから支出される形になります。法に基づくサービス支出という形で、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1の支出の経費です。今回はその中におきまして、生活介護いわゆる常に介護を必要とするという人が日常の入浴、排せつ等を行う介護、それと就労継続Bという出雲崎でいえばサポートセンターいずもざきですが、そちらに係る経費が不足している関係で追加をさせていただきました。一方、当初に比較しまして減りましたのが、ショートステイといわれる障害者の方の短期入所、それと就労支援以降は当初の予定よりもサービス費が減少しておりまして、それらを相殺した中で不足とする額574万8,000円を要求させていただいております。

その次の療養介護医療給付費ですが、こちら今回出雲崎町で初めてこのサービスを使用するような形となってございます。こちらは青年の方で医療を受けながら障害福祉サービスを受けるというふうなことで、障害者の療養病床に入る方で今23歳の方が今度利用することになりましたので、その方に係る経費を計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いします。

- ○議長(山﨑信義) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(田口 誠) 心月輪の関係でございますが、機器の選定につきましては、専門業者のほうをお願いしながら選定をしておりまして、基本的に天領の里の厨房いろいろなものをつくれるような最低限そういう形の中で機器をそろえさせていただきたいということで提案をさせていただいております。配置の関係ですが、そういった中で一旦その配置図、どこにどういうものを置くかという配置につきましては、業者と調整をとりまして、今の改修する部分にどういうものを置くかということでは配置図つくってございます。それから、新たに買い入れるものにつきましては、基本中古品でということで考えております。
- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) まず、認証システムですけども、国から言われたから買うんだということですけど、また交付税措置がなされるから買うんだということですけども、いいのかなと思いますね、やっぱり。それと、交付税措置といいますけど、どれぐらいの交付税、全額ですか。それ教えてください。

それと2点目、療養介護のほう新しく出てきたということで、これは了解しました。障害者福祉サービス費追加500万ということは、当初から見てこれだけ増えたわけですから、その割合的にそう少ないないですね。だから、ということは見誤りましたということでしょうか。こんなにかかると思いませんでしたということでしょうか。保健福祉課のほうの当初予算のとり方が少なかったんですということなんでしょうか。それ教えてください。

それから3点目、備品購入費のところですね、基本中古品でということですけれども、コールドテーブル冷凍2枚扉というのが備品でまず1台と2台ありますけども、コールドテーブルというのは、こういうふうなテーブルで下があいて冷蔵庫になっていて、上が天板になっていて、そこで盛り台にするんですけども、計これだと3台買うようになっていますけども、1台が20万4,000円、2台で27万5,000円なんですね。だったら安いほうを何で3台にしなかったのかな。1台20万の新品か何かこれ高いの買って、2台で27万なんですよ。そうすると1台当たりだと13万ちょっとにしかならない。片方は20万なんですよ。ちょっとこの見積もりこれ何かわけがあるのか、それを教えていただけますか。

もう一点、3課長お願いいたします。

- ○議長(山﨑信義) 町民課長。
- ○町民課長(池田則男) 1点目の件ですけども、交付税の交付率についてですけど、先日県のほうに照会したんですけども、今の段階ではまだ未定だということなので、ちょっとその辺の数字的なものはまだ私ども承知しておらないというのが現状でございます。

あわせてもう一点ですが、この顔認証システムの件についても、県内の市町村がどの程度入れる

かというふうなことで県のほうで調査をした結果、ほとんどの市町村で入れるという状況になって おりまして、逆に入れない理由を聞かれた場合が、ちょっとその辺が答弁しにくいという部分もあ ったもので、今回はあえてほかの市町村と合わせて購入という形をとらせてもらうということでご ざいますんで、ご了解ください。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 障害福祉サービス費ございますが、今回最も追加をさせていただきます大きなのが生活介護でございます。こちらが485万程度を追加させていただいております。それと就労継続Bのほうが400万程度です。いずれも対象者の数は同じ数なんですが、利用する日数が当初見込んでいた日数よりも多く利用していただいている。例えば、当初1人ずつそれぞれ計画を立てた中で積み上げていくんですが、週3回ぐらいやる人が週5回、5日間やったとかいうもので、いずれもその利用日数の増によりまして金額が不足して、今回そちら追加させていただくという内容になってございます。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) 産業観光課長。
- ○産業観光課長(田口 誠) コールドテーブルにつきましてですが、これにつきまして、冷凍式の ものが1台ということで計上させていただいておりますし、コールドテーブルもう一個のは冷蔵と いうことで2台ということで計上させてもらってございます。何せ中古ということでございますの で、それぞれのその価格差がやはり出てきているのを合計してのせさせていただいたもんですから、 こういうことだと思います。その辺もありますので、ご理解いただければと思います。
- ○議長(山崎信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) 何もう昼飯だからそろそろやめますけども、1点目、私は顔認証システムを買うなと言っているんじゃないんですよ。当然入れてほしいんです。入れなきゃいけないと思う。必要なんです。ただ、それを交付税措置があるから、要するに全額出しますよということで、それ交付税措置はどれぐらい来るかわからんというんじゃなくて、リースのほうがいいんじゃないかなというふうな議論なんです。これから先のことはお任せします。お任せしますけども、私はそう思います。どれだけ金が返ってくるのかわかんないよりも、かえってどんどん、どんどん日進月歩なんだから、新しいものをどんどん、どんどん入れかえていったほうがいいんだからリースでというほうがいいかなというふうに私は思っています。

それから2点目、予算を組むときに、障害者の数同じでしたということであれば、障害者の数が 把握できていて、その方がどれだけの療養を受けるかということを、かける日数を掛け算して予算 を組むわけですよね。それがもともとの人数の母体は同じであって、回数が増えました。増えまし たということは、最初から把握していなかったということじゃないですか。最初それだけのものを 把握していれば、最初から当初でとれた。今まで普通3回だったはずの人が4回になったのか。そうじゃないと私は思っていたんですよ。当然当初から4回受けるというふうな人がこちらのほうの見積もりで3回だったということじゃないのかなと思うんですけど、これもわかりました。ただ、当初予算これから組むわけですけども、そのときには今後こういうことないようにひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

それから、心月輪ですけども、これはトータルいろいろ明細入っていますけど、このもう金額で決まりなんでしょうか。それとも、これはまだまだあくまで、この金額であるが、これから見積もりをとった中で、あるいは入れた中でいろいろまた変更もあるでしょうから、いくのかということが1点ですけども、次また私一般質問いたしますので、そのときまでひとつよろしくお願いいたします。

以上です。

- ○議長(山﨑信義) 9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) 225ページです。先ほどから心月輪についていろいろお話が出ておりますが、やはり950万円近くの税金を投じてこれだけのものをそろえたり、改修工事を行ったりするわけですので、やはり過去にもそうでしたが、町が支援して残念ながら、言葉悪いんですけど、だめになってしまった方も何人かいらっしゃいました。また一方で、今でも一生懸命成功して頑張っている方もおりますので、その辺今後上げ膳据え膳で町が支援するというわけじゃないんですが、何らかの形でやはりバックアップしながら行っていかなければならないというふうに思っているんですね。あといっぱいしゃべっちゃうと、この後中川さんの一般質問のほうまで入ってしまうんで、この辺でとめますけども、その辺も含めていろいろさっきの宮下さんの話もそうでしたが、連携をしながらやはりそうならないように進めていっていただきたいと思いますんで、その辺のほうをどのようにお考えになっているか、答弁いただかないわけにいかないんで、1回は済みませんが。
- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 今仙海議員さんのご質問ございましたが、まさに過去にそういう例があります。 現に農業経営者として期待をしながら相当の投資をしながらも、ある日突然他に転出をされたいと、 そういう事例はございます。海外においてもそうなんですね。そういう意味で、私たちも非常にそ ういう点についての危惧は持っているわけでございますが、さりとて心月輪の持てる機能、あるい はまたこれから大いに活用しなければならんということの中に、私もこれ投資をするんですわね。 そういう意味で、本人にお会いしました。本人は本当にやる気なんですよね。今はっきりした生業 を持って仕事をしておられます。相当所得も得ておられます。それを、もう捨てて、私はどうして もかつてそういうところの仕事をしたし、そういう経験を生かしてやってみたいという非常に意欲 的なその私は前向きな姿勢は受けとめました。ただし、今後どう展開するかわかりませんが、やは りこの町に住んでおる方でございますので、その勤めておるところをやめて、それにかわるんです

から、今までの心月輪とは違った、片手間にやるんじゃないです。本気になって自分の心月輪の持てるそれぞれの皆さん大勢の皆さんを集客をしながら、ある程度利益を上げながら喜んでもらいながら自分の生活にも資するという姿勢がなければだめなんですよ。そういう意味で私は、課長も言いますし、いろいろと私も質問したんですが、何としてもやってみたいということですので、今からどうもその人はどうだということは私言えない。私やっぱり会った直観として、本気になってやっていただけるな、やりますということですので、ご理解いただきたいということです。

○議長(山﨑信義) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」の声あり〕

- ○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。
 - これで討論を終わります。
 - これから議案第76号を採決します。
 - この採決は起立によって行います。

議案第76号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。もう12時過ぎていますが、継続してやりますか。

[「やります」の声あり]

○議長(山崎信義) やりますか。はい、あと3件あります。じゃ、続けます。質問、答弁は簡潔に お願いします。

◎議案第77号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)について

○議長(山﨑信義) 日程第14、議案第77号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予

算(第1号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第77号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算におきまして、今年度の給付見込み額等に基づき保険給付費に 3,084万1,000円を追加したほか、前年度の精算に伴い諸支出金に国庫負担金などの返還金570万 3,000円を計上いたしました。

次に、歳入予算では、歳入見込み額に基づき国民健康保険税を1,035万円、療養給付費等交付金を366万円を減額しております。一方繰越金に4,159万3,000円を追加しましたほか、繰入金及び諸収入にそれぞれ見込み額を追加いたしました。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ3,665万5,000円を追加し、予算増額を6億7,965万5,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 補足説明をさせていただきます。

予算書の198ページをお願いいたします。歳出予算となります。2款の保険給付費のほうでは、1項の療養諸費に2,300万円を、2項の高額療養費に784万1,000円を追加しております。今年度の医療費はほぼ前年並みで推移しておりますが、今後の所要見込みを踏まえまして追加計上させていただきました。

次に、195ページをお願いいたします。 1 款の国民健康保険税を1,035万円減額しております。被保険者の数並びに被保険者の方々の課税所得金額の減少によりまして、減額補正するものです。

次に、196ページをお願いいたします。12款繰越金には前年度の繰越金を全額予算計上し、保険給付費の追加並びに保険料の不足額の財源としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(山崎信義) これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質 疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第77号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) について

○議長(山崎信義) 日程第15、議案第78号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2号) についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第78号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、担当職員の扶養者が変更になったことから、職員手当の人件費関係を補正するものであります。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額24万1,000円を追加し、予算総額を2億1,934万1,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。

[「ございません」の声あり]

○議長(山崎信義) これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質 疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第78号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第1号) について

○議長(山崎信義) 日程第16、議案第79号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第 1号)についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第79号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳出では、1款の消費税で税額の算定方式が簡易課税方式に該当したことから納税額は減額となり、810万円を減額いたしました。

2款1項1目15節工事請負費では、機械設備の長寿命化工事で、その財源となる国の交付金が申請額に対し減額配分となったため、工事規模を縮小し1,500万円を減額いたしました。

また歳入では、5款前年度繰越金が追加となりましたほか、歳出の減額と関連し、4款一般会計 繰入金におきましては1,080万円を減額いたしました。

これらにより、歳入歳出からそれぞれ補正額2,310万円を減額し、予算総額を1億8,670万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(山崎信義) 補足説明がありましたら、これを許します。 建設課長。
- ○建設課長(玉沖 馨) 補足説明をさせていただきます。

213ページをお願いいたします。歳出、1款の消費税でございますけれども、納税額算出の基準となります課税標準額というものがございます。これは下水道会計あるいは簡易水道会計では使用料収入に当たるものでございます。納税額を算出する場合に、前々年度の課税標準額が5,000万円を下

回りますと算定式が簡易課税方式となりますけれども、これにより本会計のように下水道会計の場合は使用料に比べて一般会計からの繰入金が大変高額となっています。こういった会計の場合、納税額が大変小さくなる傾向がございます。今回の平成26年度分は、前年度に比べ大きく減額となったものでございまして、26年度確定額が113万1,700円となっております。また、下水道会計の場合、消費税は年に2回、3月に中間納付を行いまして、9月で確定納付をしております。今回3月の段階で220万円を既に納めておりますので、9月の確定の段階で逆に還付を受けることになっております。そういったことで、上の歳入のページになりますが、中ほどの欄で歳入で消費税の還付金を計上しておるところでございます。

歳出に戻りまして、2款の工事請負費の減額は、町長の説明のとおりでございますが、補正後の 工事請負費が3,100万円を予定しておりまして、更新する機器6台を予定しております。

歳入につきましても、町長の説明のとおりでございますが、工事請負費を減額しておりますので、 起債の借り入れにつきましても770万円を減額しております。

以上でございます。

○議長(山崎信義) これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質 疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第79号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(山崎信義) 日程第17、議案第80号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長(小林則幸) ただいま上程されました議案第80号につきましてご説明を申し上げます。 現在法務大臣から人権擁護委員を委嘱されている石川豊委員におかれましては、平成28年3月

31日をもって任期満了となることから、後任の候補者として、大字相田の田中宥暢氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。候補者の推薦に当たりましては、人権擁護委員法の規定に基づき、人格識見が高く、広く社会の実情に通じている住民の中から、市町村の議会の意見を聞いて候補者を推薦し、その後最終的に法務大臣が委嘱するという流れになっているところでございます。なお、人権擁護委員の委嘱期間は3年でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(山﨑信義) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

- ○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 - これから議案第80号を採決します。
 - この採決は起立によって行います。

議案第80号は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(山﨑信義) 起立全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり適任と認めることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(山崎信義) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会します。

(午後 零時18分)

第 2 号

(12月10日)

平成27年第9回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成27年12月10日(木曜日)午前9時30分開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番 2番 中野勝 宮 下 孝 幸 正 3番 中川正弘 4番 髙 桑 佳 子 田中政 孝 三 5番 6番 輪 正 7番 加藤修 三 8番 諸 橋 和 史 9番 仙 海 直 樹 10番 山﨑信義

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 幸 小 林 則 長 忠 副 町 小 林 敏 教 亨 育 長 佐 藤 会計管理者 小 嘉代子 田 総務課長 Щ 田 正 志 町民課長 池 則 男 田 照 保健福祉課長 河 野 郎 產業観光課長 誠 田 П 建設課長 玉 沖 馨 教 育 課 長 Щ 田 栄 建設課課長補佐 内 治 藤 良 保健福祉課 千 小 林 恵 課 長 補 佐

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 坂下浩平

 書
 記

 佐藤千秋

◎開議の宣告

○議長(山﨑信義) ただいまから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎一般質問

○議長(山﨑信義) 日程第1、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 中川正弘議員

- ○議長(山﨑信義) 最初に、3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) おはようございます。きょうは、一般質問させていただきますが、良寛記念館 と心月輪周辺の今後の活用というテーマで一般質問いたします。

その前に、私この通告は実は11月26日に議長宛てに出しました。26日当日の正午が締め切りでしたから、朝ちょうど小学校、中学校に行く予定がありましたので、その前に出しました。11月26日、今から2週間ちょっと前ですね。心月輪の今後の運営についてどうなるのかな。誰がどうなさるのかなということを実は私その時点で聞き及んでおりました。しかし、執行部側からは一切我々議員にも、私ら観光協会にも何のお話もございませんでした。その間、町民の方も大分心配されて、心月輪、来年でもう閉じるみたいだけど、どうなるんだろうねという話で心配された方がたくさんおられました。

そしてまた、11月4日の日に出まえ議会が海岸公民館でございまして、そのときに議会としては厳しく町民から糾弾されました。どうするつもりなのだというふうな形で、議会がどうこうするわけではないんですが、心配された方から大分言われました。でもそのときに、概略はわかっていたとしても、これはまだ何も執行部から言われていませんし、守秘義務もありますので、反論もできませんでした。

そういった経過を見て、そして26日に一般質問出しますその日の午後、心配なさった総務課長、遠いところからの話なんでしょう。産業観光課長が私のところに参りまして、一連のブリーフィングをしていただきました。心月輪の今後における対応の概要を伺いました。各議員には、5日後の12月1日火曜日の午後ですね。やはり担当の課長から説明がございました。

それから、6日後の12月7日から12月の議会が始まり、その中の補正予算に心月輪における改築 や備品等々の整備が盛り込まれているということでございました。12月1日に私は議案書を受け取 り、初めてその詳しい数字などを目にしました。ですから、きょう私これから一般質問いたします けども、私としては26日に説明を受け、5日後の1日には報告があり、7日にはそれに対する補正 予算の審議が終わっています。すなわち今私はこれからその後追いになるわけなのですね。半分は 決着済みですが、審議は尽くされておりますと言っておきます。ただ、補正予算のときの質疑に関 しましても同僚議員から、あとは中川任せたぞというふうな雰囲気の中で質疑が少なかったように 思っております。中川に任せるといった温かい配慮があったものと心得ております。まず、同僚議 員に感謝いたします。

それでは、始めさせていただきます。私が議会だよりに原稿を起こすため、またこの傍聴者の方 たちにも今後の経緯を知ってもらうためにも、最初からまず行いたいと思います。

来年3月末をもって心月輪の指定管理が急遽終了するということを聞いておりますが、現状どうなっているか、町長、説明お願いいたします。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 中川議員さんのご質問でございますが、今質問の前の冒頭でお話をいただきましたように、この問題につきましては12月1日、課長から議会の皆さんに、そして今回の補正で観光費900万余の補正を計上しながら、具体的に説明をしてまいったわけでございますが、結論から申し上げますと、説明を申し上げていますように、来年の3月31日、管理者のいわゆる終了任期ということでございまして、私たちも大変心配しておりました。さて、どういう形態でやるべきかということを心配しておったわけでございますが、その中で申し上げておりますように、何としても東京で洋食、あるいはそういう調理の経験をし、何としても通年的にこの心月輪を持てる意義について、そういったひとつ私は全力を挙げて食の提供なり、皆さんの休憩所前の、いろいろな面でこの心月輪を持てるその趣旨に沿って全力を挙げて取り組みたいというご提案の申し込みがありました。私もお会いさせていただきましたが、本当に本人も本気でやってみたいという気持ちもありますので、間もなく……2月に臨時会を開きまして、これについての新たなる管理者をご提案申し上げ、ご理解いただきたいというふうに考えております。
- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) この問題を話しするとき、2つの要素があると思うんです。1つは、建物としての話、もう一つは今町長がおっしゃった、中へ入っていただく方のソフトのほうの話と、2つあると思うんで、まずハードの形態のほうから話進めていきたいと思うんですけど、心月輪は最初のころはただの喫茶だけでございました。あと、そこで若干の土産物を売っているという形でございました。観光客がバスで来て、2階へ上がって昼食を食べるということもございました。そんな使い方をされていました。今町長は、これから約1,000万をかけてあそこを改築し、備品を入れてということでございますけれども、今まで現在と同じことであれば、金をかける必要何もないわけなので、心月輪の持つ役割をどのように認識しているのか。心月輪はもうなくなってもいいのか、あるいは必要なのか、そういったところから議論を始めたときにどうするつもりなんだろうな。あそこをただの定食屋さんでいいのか。あるいはきちんとした、今町長が言われたように、しっかりと通

年でやるような料理屋さんといいますか、レストランというか、そういったものが欲しいのか。まず、心月輪の役割は、来たお客様にお茶を出すだけなのか。それとも心月輪を目指してくるお客も引っ張り込もうとするのか。その辺ちょっとお伺いいたします。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) お答えをしますが、皆さんどうですか。きのう夜10時からNHKのEテレで良 寛についての報道がされました。その中で心月輪、これは良寛さんがある民家の縁側で休んでおら れた。そのときに、そこで働いている人が古い鍋ぶたを割ってたき物にしようとした。待ちなさい。 そこで心月輪と書いた。これが始まりです。心月輪とは、月のように丸い心であってほしい。この 意味が込められている。もう一つは、この鍋ぶたは長い年月、いろいろな味を、いろいろな経験を しているそのものを単にまきにしてはいかがなものか。そういう古きよきものをしっかりと守り伝 える必要があるんじゃないかという良寛さんの心が込められている。

私たちもあの心月輪を単なる食事の提供であってはならない。私は、原点に戻りたいと思います。この良寛の心を、これを本当に我が出雲崎、この良寛の心を心としたまちづくり、これを他に発進していきたい。そして、改めて皆さんから良寛を理解していただき、また世直し的な、そういう役割を果たす心月輪、原点に戻りたいと思います。その意味で大勢の皆さんからおいでをいただく一助としての食事の提供、あるいは休息所、あるいは研修所、あるいはいろいろな展示物を設定する。そういう形に持っていきたいと思っています。

- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) 心意気はよしとします。ただ、親の心子知らずで、我々そこまでまだ熟度が上がっていないのかもしれませんけども。

もう一点、じゃ次にお聞きします。心月輪は、耐震診断は終わっているのでしょうか。耐震診断が終わっていなくて、これ人の話ですが、2階に大勢の人上げられないんだと。大勢の人を上げたとき地震が来たら危ないんだよというふうな話を聞きますが、今そういう構造的な何か欠陥といいますか、それはこれから調べなければわからないのか、現在わかっているのか、どうなのか教えてください。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 心月輪は、築後三十数余年をたっております。その間、いろいろな災害、地震等がありましたが、さしたる被害は出ておらない。しかし、その後におけるあの建物を活用すると。耐震診断はいたしません。木造は強いものです。柔軟性がございます。これ専門家もおられます。かつては100年築後の住宅もしっかりと健在をしている。そこにおける現在の心月輪、筋交いの問題、火打ちの問題、あるいは金具の問題、あるいは補強すべきものは補強する。そういう形で対応しながら安全を確保してまいります。
- ○議長(山崎信義) 3番、中川正弘議員。

- ○3番(中川正弘) それは、町長ちょっとダフルスタンダードじゃないですか。町民には、耐震診断やってください、やってください。安全のためにぜひ耐震診断やってくださいといいながら、心月輪は木造だから大丈夫ですというのは、これはちょっとダフルスタンダードのように聞こえますけど、どうですか。
- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 町もそういう意味、推奨しているわけでございますが、それなりに私たちも特に人が集まる場所ございますので、万全を期してまいりたいと思います。

耐震診断と皆さん申し上げても、木造耐震をしても我々がある程度目視すればわかりますよ。専門家に任せなくてもわかります。自信を持って対応できます。そういう自信を持って対応できるような堅牢な安全施設を確保してまいるということを申し上げている。

- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) 話の趣旨が違うんで、もうここでやめますけど、やっぱりそれダフルスタンダードです。町民には、じゃ目視でわかるから耐震診断をやらなくていいですと言っているみたいなものですよ、町長、今の発言は。私の今の論点はそこじゃないんで、もう話ここでやめますけども、耐震診断やってください、やってください。町が補助しますよといいながら、目視でわかるからそんなものやる必要がないというのは、これはダフルスタンダード。

その次、行きます。心月輪にいろいろあって、今回も図面見ると大分厨房が大きくなって、客席が減るのかなというふうに見ております。土産物を売るような什器備品の数が減ったようには見えません。どういうふうなものになるんだろうなと。それから、今回什器備品等々の購入費がのっておりますけど、まさかあのテーブル、椅子で営業なさるのではないでしょうねというのが1点。

2点目、町長は心月輪のテラスに行かれたことございますか。その2点、お伺いします。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) ご質問のテラスをいわゆる伸ばしたらどうかということですが、皆さんどうでしょうか。今の心月輪に対する投資もなかなか、皆さんもご理解いただいているわけですが、過大な投資はやるべきでないと私は思います。先ほど来から中川さんがおっしゃるように、耐久なり、そういうものと、そのような施設の内容において充実したものにしながら、なおかつ今ご指摘のございます眺望がきかない、確かにそうです。それは、今後良寛の夕日の丘から、あの周辺の眺望のきかないところの雑木は整理したいというふうに思っています。だから、あえて過大な投資をする前に、現在の建物をしっかりと有効活用しながら、その後の活用によって大勢の皆さんがご利用いただき、さらなる要望があったならば、さらに投資をすべきだと私は思います。大変厳しいんです。そういうことを理解いただきたい。

[「テーブルと椅子」の声あり]

○町長(小林則幸) 今回補正でお願いしているように、厨房を主体に今回は改善をしたいと。テー

ブルについては、今のものを活用していきたいという方針であります。

[「議長、3番」の声あり]

- ○議長(山崎信義) ちょっと待ってください。
 町長、もう一つ答弁、行ったことがあるかどうかということ。
- ○町長(小林則幸) 聞かなくとも、私は心月輪なんかもう何十回も行っていますよ。
- ○議長(山﨑信義) はい、わかりました。3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) 町長、多大な投資と今おっしゃいましたね。私もそう思いますよ。余計な投資をして首を絞めるよりも、金は使うところに、生きた金を町長、いつも使うとおっしゃっている。そのとおりだと思いますね。生きた金は使うべきで、死んだ金は使うべきじゃない。町長、今海岸を走ると心月輪がよく見えるのはご存じですか。木の枝から葉が落ちると、よく見えるんですよ。前に出なくても木を切れば、要するに枝を落とせば、海が見えるんですよ。多大な投資なんて一つも要りません。何とかあの枝を落としていただければ海が見えるんですよ。海が見えるテラス、そこでおいしいコーヒーを飲んで町長、お話ししようじゃありませんか。

それから、もう一点、厨房がきれいになっても、あのテーブル、椅子ではどうでしょうかね。逆だと思いますよ。今ここでのってきているものの中にいろいろな什器備品を精査すれば、すばらしいものですよ、中古品とはいえ、そろえるものは。1級品でしょう。例えば電子レンジ、料理屋さんだってみんな電子レンジ持っていますけど、1万円や2万円のチンとするものですよ。何万円の電子レンジ入れるんですか。それだったらテーブルが1つ買えますよ。金の使うところが生きているとか死んでいるとかいうんだったら、違う。厨房をもっとグレードを落としても、お客様が来ていただく、座っていただく机、椅子、これをまずきれいにするべき。それをほったらかしにして什器備品だけ新しいものにしても、これは私は逆に過大な投資だと思う。まず投資すべきは、お客様から目の見える、お客様が座る、お客様が食べるテーブルをそれなりのものにしたほうがいいと思いますが、町長、どう思われますか。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 中川議員さんの説もごもっともだと思います。私は、逆にいわゆる室内、そういうものの装飾を華美に、きれいにしても、それに伴うものが出てこなければお客は来ません。いかにお粗末でも、今いろいろのところをテレビで紹介されていますが、逆にきらびらしさよりも古い、そういうものを活用しながら、そこにお客さんに来てもらう。そして、食べるもの、これは最高だ。私は、これがお客を呼ぶ要因だと思います。まず、いかにお客さんから来てもらうか。これは、来た人たちがいいテーブルで休みたいでしょう。でもそれはご勘弁いただいて、やっぱり今集客は食ですよね。食を通してお客は来るんですよ。その食を、内容ですよ。そのものを他にまさる、他にないもの、おいしいものを出すことによって、私はテーブルはお粗末でもお客は来ると思いま

す。

- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) ここから話しすると水かけ論になりますね、ここでやめないと。私は、本当に 逆だと思いますよ。あと、自分たちが一生懸命どんなおいしい料理をお出ししても、学校の廃校か ら持ってきたような机と椅子では、おいしいものもおいしくなくなります。

それから、もう一点、海が見えるところで食べる魚はおいしいです。同じ魚でも山の中で食べる魚はおいしくないです。環境ですよ。私はそう思います。什器備品、これだけのものを1,000万かけて計画したのに、なぜ机、椅子が新しくならないのかな、不思議でたまりません。私は、リニューアルするんだったら、お客様の目から見える、看板が変わりましたよ。中が変わりましたよ。机、椅子からまず私は変えるべきだと思います。それをやらないというんだったら、それはまた。

実は、また話が飛びますけど、社会産業常任委員会で閉会中の所管事務調査で心月輪のことをいるいるやってもらえるようでございますので、ここから先は私はあとは社会産業常任委員会に任せたいと思いますけども。行ってみて、この椅子で、この机でおいしい料理を食べるんだなというのを実感してもらえばいいと思います。

さて、次行きます。いよいよ2月の臨時議会で話が出て、それから今度は4月からの指定管理ということになるんでしょうが、指定管理、どのような形で持っていくつもりなのか。すなわち私が聞きたいのは、天領の里のように売り上げの中から歩合といいますか、それを納めてもらうような形になるのか。あるいは妻入り会館のように管理委託料として金をお払いするのか。どちらですか。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 心月輪につきましては、今考え方としてはあくまでも管理委託をしたいと。管理料でやっていただきたいというふうに思っています。売り上げに対しての何%を町にあれしてもらうというんじゃなくて、管理料を定めて、その中でやっていただくというふうに考えています。
- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) ということは、管理料を町がお支払いするということですね。ため息が出ます。ここで1,000万かけるんですよ。そして、実は私もきのうも大分考えたんだけど、まだ何も始まっていないんですね、要するに4月にならなければ。だから、どんなメニューのものが出てくるのか、どんな形になるのか、つかめない。だから、それがわからないから、ちょっと悶々とする部分があるんですが、果たして管理委託料まで払う必要があるのかな。逆に普通の方なら、どこかそういう居抜きでこれだけのものを整備したところへ入れば、家賃を取られるのが普通ですよね。それなのに、1,000万の整備してもらって、また月々管理委託料もらって、これおいし過ぎないのかなというふうな感じもしているんですね。今回の補正で什器備品は全てそろえますよね。それで、人間、上げ膳据え膳ではうまくいかないんじゃないかなというふうな気がしているんですよ。借金したり、マイナスからのスタートなら、人間、本当にもう性根を据えて頑張ります。自分から投資せずに、

若干はするんでしょうけども、これだけのもの、什器備品約1,000万の設備をつくってもらって、そ こに入って、管理委託料までもらって、大丈夫なのかなという気がしているのです。

それで、今度プライバシーにかかわる問題ですので、お答えできないならお答えできないで構いませんけども、どのような経験がおありなのでしょうか。聞くところによると、洋食を確かに出すような会社にお勤めではあるけれども、計6年ないし7年勤めていたらしいですけども、2年ずつ部署がかわっていたというふうに聞いています。仙海議員もここにいられて修業してきましたけども、どれだけの技能のある方なのかなというのが実はつかめないのですよ。町長、当然それも面接なさったわけでしょうから、その辺の大丈夫だというふうに太鼓判が押せるんですね。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) そうですね。いろいろとお話をさせていただきました。本来ならば、私はやっぱりこの心月輪、全く週3日でしたか、開業しながら。しかもある程度の期間を区切って、あとは閉館というような状況でした。それを通年的にやる。しかも本人はやはり、先ほどちょっとお話ございましたが、テーブルはお粗末でもあの志田ラーメンは非常に大勢のお客さんがおいでをいただきます。私も相当何回も参りましたが、実質的に大勢の皆さんがおいでになりました。私は、やはり今の食べ物ありきはどこにもあるというのではなくて、伝統的なそういう名の売れたそういうものをやっぱり必要というのは大事じゃないかというので、その方も志田食堂に日参をして、お願いをして、そのノウハウ、秘伝を伝授してもらうために今全力を挙げております。そういうものとあわせて、またそこにアレンジしながら洋食の調理師の経験があられるということでございますので、私はその方の職歴を聞いて、あんたはどうしましたということは聞きません。その人の心意気です。その人が本当にやる気あるのかどうか、これです。私は、個人の過去の経歴を聞いて判断はしたくない。私は、やはり今取り組もうとするその人の意欲、行動力、これを私は買いたい。失礼ですが、私はそういう経歴はわかっておりません。私は、本人の心意気に感じながらお任せしたいと思っています。
- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) 心意気だけで世の中渡れるんだったら、私絶対総理大臣になっていますね。今はやっている和島のトゥー・ル・モンドという施設、ご存じですか。知らない。残念です。去年私も議会で研修に行こうとして、ちょっと先様が水害に遭われたので行けなかったのですが、島根県の邑南町というところ、人口1万2,000人ですけども、そこに里山レストランAJIKURAというのがあります。日本一の子育て村を目指しているところです。

話、もとに戻しますが、今回の心月輪のようなものが1,000万かけて新しくなったときに、本来であれば、時間的余裕があれば、これはプロポーザルとか、あるいは入札とか、そういったもので入居者を決めるべきだと、これが本当は町のルールだと思うのです。でも今緊急避難的にこういうことやられていると。これを私はどうこう言いませんけども、今言った邑南町の里山レストランAJ

IKURAでは、山の中ですよ、島根県の。東京から一流のイタリアンレストランのシェフを呼んできたんですよ、口説き落として。そこで使う食材は全部地物、山の幸を全部使って、何とかイタリアン料理を出すんだと。そうすると、お客さんがどんどん来るようになったそうです。また、そのシェフに教えを請いたいということで、安くてもいいからということで見習いのようなシェフ、あるいはある程度腕のあるシェフがみんな集まってきたそうです。そして、そのシェフ、5人、6人で切り盛りして、大変な成果を上げているそうです。これが里山レストランAJIKURAです。それから、熊本県小国町、ここは人口8,000人ぐらいですね。杉の間伐材で有名で、トラスト工法というので小国ドームというドーム状の体育館を木でつくったりするところですけど、ここは実は私行ってみてきました。木魂館、木の魂の館というのがあるのです。そこで出す料理は、クッチーナという料理の名前でしたけども、小さな食卓という意味らしいです。そこは、地元のおばさんたちが料理をつくっていました。でもイタリア料理なのです。何で。町長がそのつくっている地元のおばさんたちをイタリアへ研修にやらせたのです。そして、そのおばさんたちがイタリアから見よう見まねでノウハウで持ってきたのでしょう。私は、それが本当のイタリア料理かどうなのか、イタリアへ行ったことありませんからわかりませんけども、そういったものを出して、そしてこれまた繁盛している。

最初に、私は町長にお伺いしました。心月輪どうされるつもりですかと。今までのような食堂ですか。これから人が目指してくるようなものをつくるんですかとお聞きしました。どうも何か今のままでは、このままでは結局冬場は誰も来ないような施設になってしまうんじゃないかなというふうに思います。

振り返ってみて、町長行ったことないというんですけど、和島のトゥー・ル・モンドという施設、ホームページがあります。予約状況がわかるんですよ。いつがあいています。いつは少ししか席がありません。いつはお休みです。すごいですよ。はやっています。お昼でも満員です。昨年、食品衛生協会というところに私入っていますので、そのメンバーでみんなで夕食を食べに行きました。小学校の体育館はそのまま残っています。そして、その中で使っている魚、町長使っている魚は出雲崎産と書いてあるんですよ。出雲崎産のスズキです。出雲崎産の何々ですという魚をちゃんとメニューに書いてやってもらっているんです。そして、そこにまたシェフが来ていろいろ説明してくれたり、これはどういう料理です。どういうふうにやりましたと来るんですよ。そうすると、和島の山の中の廃校ですよ。でも机は、椅子はこだわったきれいな、そんな銀座にあるようなきれいなのじゃないですよ。こだわったものがあるんですよ。こだわって座りたい机、椅子があるんですよ。そこでそういう料理をお出しするんです。

話がどんどん飛んでいくと、町長もまた迷惑でしょうから戻しますけども、私は心月輪を活用してほしいと思うし、今のように人が来てにぎわってほしいと思います。

ただ、やり方は2つあると私は思っています。1つは、定食屋さんのように何でもありで、例え

ばラーメン、かつ丼、あるいは何とか丼とか、日がわり定食でもあるようなにぎわいの出し方。もう一つは、ほかのまちで成功しているような特化したやり方。どっちがいいのか、これやってみなければわかりません。今出雲崎が目指そうするのは、どうやら前者のほうのようです。だけど、町長、ご存じですか、鳴滝町で今起業してそういったものをつくろうという人がいるのを。あるいは樽蔵というお店ができたこと。あるいは、今休んでいますけど、夢ふうせんという店もできたこと。彼らのほうがよっぽど特化してやろうとしているんじゃないでしょうかね。どっちがいいか悪いかはわかりません。私は、その結論を持ちません。でも私は思うんですよ。什器備品まで全部そろって、上げ膳据え膳で全部来てもらって、管理料まで払って、私はうまくないなと思いますよ。町長、どうでしょう。これから2月議会までにまた議会でもんでいきますけども、せめて逆に1,000万円かけてやるんですから、月々幾らかでも払ってもらう。そうすれば、入った人も一生懸命になりますよ。冬のお客が来ないとき、どうやって呼んだらいいのか。いや、来なくても管理料もらえるんだから、何も腹痛まない。ゴールデンウイークに人がどんどん来る。次から次と入れかえしなければいけない。でも入れかえする必要がないんですよ、一通り埋まれば管理料が入るんですから。いいんでしょうかね。町長、その辺どう思いますか。管理料払うということに対してどう思いますか。

○議長(山﨑信義) 町長。

○町長(小林則幸) 全国くまなく、あるいは近隣の成功例を見ていろいろとおっしゃっています。 確かにそうでしょう。期待をしております。しかし、きれいなところ、成功したところの事例だけ が万能ではございません。やはり過去の心月輪の形態からいたしまして、大変厳しい状況です。そ ういう状況の中における高根の花とは言わないが、あなたが言うような成功例の、いわゆる繁盛す る店に持っていく。そこには、ある程度の意欲のある人を呼び込む。そういうまたメニューを出し てもらうということになれば、やっぱり私はこの際、議会の皆さんにもお願いをしておりますが、 初期投資をしながら、その後における、これはあくまでも指定管理は期日がございますから、年限 がございますから、その中においてその人が意欲的に、私もそれ申し上げております。意欲的に商 売を続けて、完全な正業として成り立つならば、これは次なる段階で私は検討すべきだと思ってお ります。評論をしておってもしようがないですよ。いいところの話ばっかり言ったってだめなんで すよ。やっぱり虎穴に入らずんば虎子を得ずですよ。時には冒険をしなければならない。私は、今 までやってきました。議会の大変な反対を受けました。しかし、皆さんの最後のご協力で成功して まいりました。やはり時には投資も必要です。時には冒険も必要です。時には過去の慣習を捨てて、 新しい挑戦をするということも必要じゃないですか。私はそう思います。単に評論だけをしている と前進はできない。私は、この際は議会の皆さんご理解をいただきたい。申し上げますように、心 月輪の原点に返りたいですよ。全力を挙げて頑張ってまいりたいと思いますよ。皆さんからも応援 してもらいたいんですよ。これ申し添えておきます。ぜひお願いしたいと思います。

○議長(山崎信義) 3番、中川正弘議員。

○3番(中川正弘) そのとおりですよ、町長。心機一転頑張ってもらわなければだめですよ。そして、こうやって流されずに、投資していかなければだめですよ。というのだったら、私は全然話が逆かなというふうに聞いていたんですけど。例えば和島のトゥー・ル・モンドだって成功例と言いますけど、やってみるまではどうなるかわからなかったと思いますよ。あんな廃校使って、そしてまた人が来ないような、国道からも面していない場所で。それがこういうふうになったということは、よほどのやる気、そしてまた気力があったのかなというふうに思っています。

最後に、また話戻しますけども、とりあえず次に行きます。出小のあの辺のことを今度ずっとお話ししたいんですけども、時間もなくなってきますから。旧出小における桜の木が老朽化して、てんぐ巣病という病気らしいですけども、病気に陥っていて、悲惨な花のつけ方になっていますけど、対策を以前も講じるようなことがあって、一回木を切ったりなんかしたと思うんですけども、これからあの桜の木をどうこうしようという考えはありますか。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 旧出小周辺、桜の木の老朽化と病気の対応についてということでございますが、 ご質問が、今中央公民館から矢川石材店まで約75本ございます。また、石材店から心月輪、29本。 記念館前に9本。75本対38本、113本植えてあるわけでございますが、おっしゃるように枝先に芽が 集中して芽吹くてんぐ巣病にかかっておると、これは事実でございます。昨年2月には、この沿線 の桜の一斉駆除を行いました。駆除については、石灰凝固剤という薬を散布しておりますが、一番 効果的な感染箇所の駆除、これが一番効果的と言われていますが、やはりてんぐす病は毎年1回、 菌が蔓延しないように休眠期の冬場に駆除するのが一番効果的と聞いております。

また、毛虫の駆除とあわせて継続的な駆除が必要と思っております。専門の業者から状態を確認してもらいながら、駆除を継続していきたいというふうに思っています。

- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) なかなかそこまでみすぼらしくなってくると、花のつきはもうあれはだめなのかなというふうに思っていますけど。町長ご存じでしょうか。今の北栄ガスさんのあたりから亡くなった矢川勇治さんのお宅の間のあの桜、あれは違うんだそうですね。普通の桜じゃないんだそうです。私も聞いたんですけど、ちょっと記憶が余り最近よくないんで、象の形をした花びらということで、そういったら普通の桜が終わるころにやっと咲いてくるということでちょっと違う桜なんで、あの桜を目当てに来る人もいます。私は、門外漢でよくわかりませんけど、どなたかきっと詳しい方いらっしゃるでしょうから、ぜひあれをまた大事にして、立て看板か何かでこういう桜ですよというふうなものを教えてやると、きっととまって見る方もいるんじゃないかなというふうに思いますんで、良寛記念館の周りの桜だけじゃなくて、あの桜のほうがかえって価値があるんだと私におっしゃった方もいます。

続きまして、良寛記念館の話に今度戻ってきますけど、良寛記念館の入場者数、一時は6万人く

らいたしかいたでしょうかね。もう少しいましたかね。今は、多分2万人いるかいないかぐらいじゃないでしょうかね。そして、半分以下に落ち込んでいますけども、以前は財団法人でやっていたわけですけども、今度は町が、教育課が主管してやっているわけですから、今度の回復策はどうなりますかという質問ですけども、これは今度は良寛記念館任せでなくて、町がそれ策持たなければいけないわけですけど、どんな策がありますか。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) やはり今おっしゃった40周年を記念して植えた桜、特異な、他に類はないということで大事にしたいと思うのですが、実はあの沿線にある桜につきましては、住民の各関係する方から、何としても切ってくれという強い要望もあるんですよ。切ってくれという。切ってくれという申し出もあるんです。でも私は、それは何とか勘弁してくれ。そのかわり枝とか、そういう点の駆除は私にやらせてもらうというような、そういうこともあるんですが、何とかその関係する皆さんのご理解をいただいて、今おっしゃるように桜並木、あれが大きくなってきちっとした花が咲けば、大変すばらしいと思うのですよね。何とかやっていきたいと思います。

また、今おっしゃる旧出小の桜につきましても私たちの責任でございますので、今申し上げましたように病害虫等、てんぐす病等々に対する対応をしっかりとまた専門家にお願いしながらやっていかなければならんなと思いますので、今後さらにそれを検討しながら抜本対策を立てていきたいと思っております。

- ○議長(山崎信義) 町長、次、質問違います。記念館の入場回復。町長。
- ○町長(小林則幸) 入館者数が落ち込んでいるということですね。それに対する回復策ということでございますが、率直に申しまして、かつては9万人の入館者があったわけでございますが、ここ数年は1万台で推移しているというようなこともございますので、特に顕著なる動向といたしましては団体客が非常に少なくなっているというものが大きな原因ではないかというように考えています。その意味におきまして、私も記念館、町営になっわけでございますので、館長以下、副館長、館長代理も今回は学芸員の資格を持った方に入っていただいて、非常に真剣に取り組んでいただいております。そういう皆さんから観光施設回りとか、あるいは企画の長期の開催なり、営業努力をしていただきながら、何とか大勢の皆さんからおいでいただくように努力してまいりたいというふうに思っているわけであります。

この後、ことしも福島、東京、群馬、長野を中心に、あるいは美術館、博物館、郵便局等々、いろいろなところでPRしながら、来年1月6日は東京での観光情報交換会、この旅行代理店等も参りますので、そこに出て、しっかりとPRをしていくというようなことでございます。来年度もより効果的な広告掲載、エージェント回り等々、積極的に進めてまいりたいというように思っているわけでございます。

今回もショーケースの工事をやったり、展示品を増やしたり、わかりやすい展示、そして町内外の小学生の皆さんから、何とか来館していただけるように頑張っていきたいというような今努力をしておりますので、本当に最近はどこもそうなのですが、こういう博物館的な入館者が減っておるという中でございますが、この良寛記念館はそれでも1万人台を維持していくだけでも、それでもまあまあいいんではないかと思いますが、これではかつての時代と比べますとさま変わりでございますので、何とか挽回していかなければならないというように思っております。

- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) だんだん、だんだん時間がなくなってきましたので、急ぎますけども。町長、あの良寛記念館を1万人台で維持することも大変なんだということもわかりますし、団体客がどんどん来た時代には、それこそ来ただろうけど、今はもう大変だということもわかります。

それともう一つ、良寛と夕日の丘公園というのがありますね、上に。町長、最近いつごろ行かれましたか。というのは、季節をお聞きしたいんです。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 私も案外行っているのですよ。そして、その行った日は私はちょっとわかりませんけども、最近行っていますよ。行って、そして私たちもこの前も課長以下、担当される、一日、その施設めぐりをしました。よってどうあるべきか、一日かけてしっかりと現地視察をしました。そのときも行ってまいりましたし、そういう中で先ほど来から言っている景観の保持のために雑木を切ったり、眺望をよくしたりというようなことも指示しながらやっているんですが、いつ行ったかどうかわかりません。私は、夕日の丘なんかちょいちょい行っていますよ。そして、眺めながら、特に私が感じることは、管理をもっときれいにしなければならない、徹底しなければならんということを申し上げている。そういう点をお願いしているんですが、ボランティアの皆さんとか、いろいろな皆さんから活動いただいているんですが、もう少しあの夕日の丘公園は管理体制をしっかりしなければならんなということを私は常に申し上げている。そういう反省に立ちながら、今後やっていきたいと思います。
- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) 夕日の丘公園、すばらしいですよ。観光に来たお客じゃなくても、出雲崎に料理を食べに来たお客でも、良寛記念館にまず降りていただいて、それで左側に五合庵を模した耐雪庵というのがあります。そこを説明して、そのときにあそこで、良寛様が五合庵にいたときに泥棒が入ってきた、夜寝ているときに。しようがないから、持っていくものがないから、布団を持っていきなさいということで転げ落ちてあげた。そのときの句があるのですよね。それいつも私説明するのですよ。「泥棒も取り残したる窓の月」というのがあるのです。それ聞くとお客さん、へえと言うんですよ。そうすると、ぜひそういう心境になったら私に電話くださいと、いつでもお伺いしますからと言うんですけども。そして、良寛記念館へ入ろうとしません。興味ないんじゃないでし

ょうかね。それよりもかえって夕日の丘公園へ行くんですよ、そこへ。

そして、今妻入りの街並ですけども、妻入りの街並をこうやって下から上を見るよりも、上から見たほうがきれいなんですよ。あそこから見ると、きれいなんですよ。そして、良寛堂があって、ここが良寛様の生まれた橘屋の跡ですよ。庄屋跡ですよ。もともともっと3倍、4倍広かったんですよという説明してあげると、はあっと言って喜んで喜んでころこんで帰るんですよ。

ただ、今町長おっしゃったとおり、管理がよくなっていない。春先、今の時期、草が何にも生えていないから、町じゅう見えますよ。夏行くと草がぼわっと目の前にあって、見えるのは佐渡だけですよ。ぜひ管理のほうよろしくお願いしたいと思います。

ただ、そこで今もおっしゃったように、私もそう思いますけど、あれは出雲崎の中で一番のビューポイントであり、一番いいところですよ。当然認識していられると思います。一番最初に私言いました。町長言いました。親の心子知らずと申しました。良寛記念館のホームページからですよ。町長、見たことありますか。この公園のことは、本当に一つも載っていませんよ。良寛記念館に来たら、ぜひ帰りにここへ寄っていってください。あるいは良寛記念館に来なくても、ここから街並を見てください。アピールすべきじゃないですか。でも良寛記念館のホームページには、夕日の丘公園のゆの字もありませんよ。町長、それどう思いますか。私が最初に言った親の心子知らずというのですよね。町長、答弁お願いします。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 指示しまして、確かにおっしゃるとおりですので、良寛記念館とこの夕日の丘公園は必ず連鎖的な、いわゆる有機的に結びつけながら、大勢の皆さんからおいでをいただく。記念館もさることながら、あのれんたんする出雲崎の妻入りの街の景観、ここを展望、眺望する佐渡島等々、私はどうあろうとも、あそこが一番の最大のやっぱり出雲崎を知る場所ですね。そういう意味で、わかりました。担当おりますので指示して、直ちにホームページに虎岸ケ丘のすばらしさというものも載せたいと思っています。
- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) 私、街並ガイドではありませんけれども、あの上から町を説明を30分できます。 妻入りの街並の説明もできます。家と家との間がこんなに狭いんだという説明もできます。隣の家がきょう何食べているんだかわかるという話もできます。隣が何でけんかしているかのかわかるという話もできます。そして、目の前に見える海でサザエがどれだけとれるかという説明もできます。サザエをどうやってとるんだかという説明もできます。ぜひあそこにお客さんが来たら連れていってあげて、そしてそういうものを説明することが出雲崎の一番のPRですよ。残念ながらあそこでそういうPRしている人を見かけないんですね。これは、多分観光協会長が悪いんです。これからもっとあれを活用して、そしてあそこに来るならば、だってあそこに石碑があるんじゃないですか。新潟県で一番景色のいいところ、景勝百選1位の地、とった者勝ちですよ、どうあろうと。

だったら、それをもっとPRしてやるべきじゃないでしょうかね。私は、そうすればおのずと良寛 記念館にも入ってくれる人が増えるんじゃないかなというふうに思っております。

最後、もうのども乾いてきましたし、まとめに入りますけども、町長、これから町財政が厳しい中で、厳しいといっても金はあるんですけど、いろいろな死んだ金を使うことを私は推奨しません。 やはり生きた金を使うべきだと思います。生きた金というのは、それによって何か派生的に物が生まれる、あるいは維持管理をしなくてもいい、そういうものだと思います。

よく宮下議員が言うんですよね。心月輪、ただかわりが入ったからいいと思うなねと言うんですよね。私もそうだと思いますよ。心月輪、今回1,000万かけてある意味、リニューアルするわけですから、どのように持っていくのか。これから逆に町の今度腕の見せどころかなというふうに思いますし、その中で最後に一つだけお聞かせ願いたいんですけども、金はかける必要ありませんよ。新しく大きなものをつくる必要ありませんよ。でもさっき私が申し上げたように、心月輪から前の枝を切るだけでいい。夕日の丘公園に一つ立てて、妻入りの街並はこうですよ。サザエはこうやってとるんですよ。説明を一つつけるだけでいい。桜の木に、ここの桜はこういう桜ですよ。かけるだけでいい。あるいは少林寺の人たち、ぜひ来たら、心月輪寄ってください。ぜひ来たら、トイレだけ使わないで、心月輪でコーヒー飲んでください。それでもいいじゃないですか。そういった金のかけ方できませんかね。どうでしょう、町長。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 結論は、目的は同じわけでございますので、その方法論なりについては、本当に全力を挙げて、やっぱり試行錯誤、今新しい管理者入ってくるわけですが、皆さんが危惧するように、それだけの投資をしたものが果たして生かせるかどうかという懸念はございます。懸念はございますが、私はそのことによって心月輪、あわせて記念館、良寛というものに対する造詣なり、深い思いを寄せていただき、出雲崎、私はもう今回広報のトータルは、近き者喜びて、遠き者来ると。トータルはそうです。それで書きます。要するに地元の皆さんが我が町の誇りを持って対応する。そこにおいて、よし出雲崎に住んでみようかということになるんですよ。近き者喜びて、遠き者来る。これで私は書きます。私は、それを目的としてこれからの町政は進めていかなければならないと。おっしゃるとおりです。やります。
- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) そろそろ締めの時間ですので、締めますけども、町長、今おっしゃったことと 重複するかもしれませんけども、私も商売やっていますけども、商売というのは人が来てもらわな いと成り立たないんです。でもその人というのは、対外客だけじゃないんです。地元の皆さんが心 月輪に行ったり、良寛記念館に行ったり、夕日の丘公園に行って、初めてその人たちが次のリピー ターを連れてくるんです。だから、心月輪も新しくなったからといって、鼻を天井に向けると町民 が入ってきません。町民が入ってこなければ町外からも人が来るわけないんです。

先ほども申したように、これから鳴滝町で事業が始まります。井鼻で一昨年から事業が始まりました。ちょっとやっぱりその営業姿勢が違うもので、いろいろ苦言を呈しているんですが、なかなかうまくいきませんけれども、町長、そこでもう一つお誓いお願いしたいんですが、要するに心月輪に人が来るようなものにするためには、最初に戻りますが、机、椅子かえましょうよ。どうですか。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 全て結論を求めるというわけにはまいらんです。しかし、目的を高く掲げなが ら全力を挙げるということです。試行錯誤はあります。本当にこれは決定打はないです。例えば人 口問題もそうですよ。合計特殊出生率を1.8に上げる。私らの町はそんなことしません。現実に沿っ たものをやります。その中においてさらなる、次なるステップをどうするかということを考えます。 そんな遂行なる目的、これはいいですけれども、その目標を目標としても、それに近づけるために は試行錯誤ですよ。決定打はないんです。あらゆる方法、手段を用いながら、本当にこれがだめだ ったらと。やっぱり前進をし、後退をし、前進をし、後退しながら、さらに二歩、三歩と進めると。 これが私は基本だと思いますよ。結論だけを申し上げて、結論がなければならんというんだ。それ はそうですよ。ですが、それが全てトータル的には何も心配することはないんです。でも結論あり きという、その中における目標に向かって、登山、エベレスト、そうでしょう。登山するためのい ろいろルートありますよ。そのルートをいかに構築しながら、いかに検索しながらやるかというの がこれからの町政、それぞれの施設のあり方だと私は思うんです。そういう意味で結論、本当に打 ったところ張れるような、そんな結論求めても難しいです、正直言いまして。時間をかけながら、 全力を挙げながら対応するというのが私は、これは皆さんの家庭でもそうでしょう。そうですよ。 現実なんです。しかし、理想は高く掲げるべきでありますよ。その中におけるその目標達成するた めには、あらゆる手段、方法を講じる、試行錯誤ですよ。失敗もありましょう。成功もありましょ う。そういうものを積み重ねながらの究極の目標を達成するところに少しでも近づくというのが私 はこれからの考え方だと思いますよ。
- ○議長(山﨑信義) 3番、中川正弘議員。
- ○3番(中川正弘) だめかなというのが実感ですね。これから心月輪の周りをいろいろ整備して、 ぜひ人から喜ばれる、町民から喜ばれるように変えていってもらいたいと思います。

それから、最後に私一つだけ、どう言えばいいんでしょうね。褒めるわけじゃないですけども。 旧出小は総務課の担当、それから良寛記念館は教育課、心月輪は産業観光課、よく人は3つばらばら、縦割りだからだめなんだと言いますけど、私は一切それは思っていない。みんな職員一生懸命やっていますよ、連携しながら。だから、私はそういうときに、そんなことありませんと、いつも言っているんです。ただ一つ残念なのは、良寛記念館は博物館という意識が強過ぎる気がするんです。例えば来年また1月16、17ですか、ネスパス行って物産市やっていったりしてきますけど、そ こへ良寛記念館のパンフレット持っていって、良寛記念館の誰かが行って、来てくださいとやったっていいじゃないですか。博物館のそういうサークルに入っていてやっているんだけど、そういう物産のときには出てこないですよね。だから、私はそれがいいのか悪いのか、また逆にプライドがあって出てこられないのか、それもわかりませんけれども、そういうものも考えないながらひっくるめて、良寛記念館もここまできたら後ろありませんよ。もうこれ以上落ちていくと、今度経費ばっかりかかりますよ。だからぜひ、今が最後のチャンスです。全く最後ですよ。これで心月輪を起爆剤として良寛記念館、そして夕日の丘公園、そして桜、一体的にまた、今回ちょっと時間がなくて、遊歩道の話をできませんでしたけども、遊歩道を心月輪のほうにおろすようなことを考えながら、どんどんやっていただきたいと思います。

きょう長い間、ありがとうございました。終わります。

○議長(山﨑信義) 以上で中川正弘議員の質問は終了します。

この際しばらく休憩します。

(午前10時30分)

○議長(山崎信義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◇ 仙 海 直 樹 議員

- ○議長(山崎信義) 日程第1、一般質問を続けます。9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) おはようございます。早いものでことしも残すところ、あと20日余りとなりました。本年最後の定例会でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、総合戦略、人口ビジョンについて伺います。地方創生は、皆さんよく耳にしていると思いますが、その中の総合戦略とはまち・ひと・しごと創生本部が地方活性化を目指す施策として掲げたまち・ひと・しごと創生総合戦略のことをいいます。これは、2060年までを視野に入れた長期ビジョンを踏まえて、2015年からの5年間、政策の目標、政策の基本的な方針、具体的な政策をまとめたものです。地方創生の長期ビジョンとは、日本の人口問題に対する認識の統一を図り、これから目指す将来の方向性を提示することです。具体的な内容は、人口減少の問題の克服と成長力の確保でございます。このビジョンを実現するために、最初の5年間で取り組むべき具体的施策が地方創生の総合戦略になるわけでございます。その中で国、県、市町村がそれぞれの自治体の人口現状を分析して、今後を目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を把握する人口ビジョン、総合戦略を策定することとなったわけで、12月1日には議会に本町の地方版総合戦略の戦略事業案として幾

つかの事業が示されたわけですが、町民の皆さんにはなかなかその内容といいますか、そのことが示されていないのが現状でございます。既に県内においては、23市町村がこれを策定して示しているわけですが、本町としてはいつごろ町民の皆さんにお示しになるのか、町長にお伺いをいたします。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 総合戦略については、議員さんのおっしゃるとおりでございまして、先般も議会にまたスライドを用いながら具体的に説明を申し上げたところでございますが、今そのことにつきましてはそれぞれの団体あるいはいろいろ会合で課長のほうから具体的に説明させていただいております。きょう婦人会の皆さんもご出席でございますが、いろいろの機会でこの内容についてひとまず骨格をご説明申し上げるという一つの段取りを今とっておりますし、ご案内申し上げながら、またお願いをしているところでございます。

その中で、1月中には概要版を作成をして、一応全戸にお配りしたいと思っております。それと並行しまして、さらに具体的な計画書、人口推移とか、そういうものをしっかりと構築しながら、最終的には2月中ぐらいには策定を完了目指したいというふうに思っていますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

- ○議長(山﨑信義) 9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) 今の町長の答弁でお示しになる時期については理解をいたしましたが、我々議会には示されているんですが、皆さんも聞いておりますので、その具体的な内容について、事業案についてはどういったものが主体となって上げられてくるのか、お伺いをいたします。
- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) この総合戦略のよって来る策定の要因、原因は何であるかということは、今議員さんのおっしゃったとおりでございますので、省略をさせていただきますが、議会の皆さんには説明申し上げていますが、きょうおいでの皆さんもございますので、一応具体的にちょっとお話をさせてもらいたいというふうに思っておるわけでございます。

まず、総合戦略では2つの分野に分けて今考えておるところでございますが、1つは定住人口のアップ、2つ目は交流人口のアップということでございます。この分野をさらに細分化いたしまして、子育て対策、あるいは定住移住対策、街並交流対策、これにかかわる3つの対策に分けて考えております。

子育て対策につきましては、親の子育で期、あるいは妊娠、出産期における妊産婦医療費全額助成とか、さらには助産師による産前産後ケア、これらの新規事業を考えておりますし、次に乳幼児、学童期の利用となりますと、子育で支援センター、お伝え申し上げておりますが、この開設とか、発達支援相談室等も併設したいと思っております。

また、高校、大学期におきましては高校生全員を対象にいたしまして、公共交通機関利用の定期

代の助成とか、次代を担う人づくり奨学金制度、あるいは大学の卒業後も本町に戻り、定住し、就 労するということを確約条件に、一定期間定住いただければ、その奨学金の返還を免除するとか、 あるいは給付型の奨学金制度を創設してまいりたいというふうに考えております。

次に、自立期といたしましては学校卒業後、本町で定住し、就労した場合には就職生活基盤支援 といたしまして、5年間町内利用の商品券を支給するとかという制度も予定しております。

また、移住定住対策といたしましてはU、Iターン、あるいは特に若者子育て世帯が家を取得する場合におきましては、リフォームする場合には最高120万円、あるいは町内在住の若い方々が同様に、町内に新築・リフォームする場合には親元で同居、あるいは近居する場合には最高120万円を支援しようというようなことを考えています。

また、空き家の利用対策につきましても空き家をリフォームしてお住みいただく場合には固定資産税、5年間2分の1減免をするというような制度を考えておりますし、また街並交流対策といたしましては、町の特産品とイベント等を含めました体験型オーナー制度、これを、出雲崎丸ごとオーナー制度というものも創設をしたいというふうに考えているわけでございます。主に海岸地区の観光ルートの再構築、見晴らしスポットの整備、先ほど来からもご意見が出ておりますが、あわせて実施したいというふうに思っているところでございます。

また、海岸地区の妻入りの街並におきましても楽市空間としまして、景観形成の重点地区の空き 家を利用した販売、休憩施設の整備支援を推し進めてまいりたいというように思っているわけでご ざいます。

以上、概要を説明いたしましたが、さらに今後も新たなる企画の追加も考えられると思います。特にこのことにつきましては、先ほど私が申し上げておりますが、ことしの初めに当たりまして、子育てわくわく大作戦等を展開するんだと。あるいは5つの項目上げておりますが、これらに沿って具体的に私は、ちょっと先ほどございましたが、もう既に他の市町村では策定をしているという報道も聞いております。しかし、私は拙速はするなと。そして、コンサルは入れない。全く本当に地に足をつけ、華々しさはなくてもいいから、確実に、着実に前進をし、成果を得られるような、もう褒められるようなことをやってくれるなということを申し上げながら進めてまいりました。

私たちのこの総合戦略、後ほどまた髙桑さんの質問に答えるわけでございますが、大方議会の皆さんにもご説明を申し上げ、あるいはいろいろな皆さんからのご意見をいただいております。大体私はこの地方版総合戦略には、全てこのことが盛り込まれておるんじゃないかなというふうに考えております。しかし、これから具体的に、ご説明申し上げていますが、またさらに議会なり町民各位のご進言、ご提言をいただくならば、しっかりと受けとめながら、さらに内容を充実させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(山﨑信義) 9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) 今ご答弁いただいたとおり、そうそうたる事業が上がってきておるわけですが、

今町長おっしゃった事業案の中には、やはり以前議会から、議員のほうからもご質問、ご提案した 事項が数多く盛り込まれているわけでして、大変期待が持てるのではないかなというふうに思って おります。

また、各課をまたいで横の連携で行っている特定対策室の皆さんは、やはりこういった各種施策 について本当に苦労しておつくりになられたのではないかなというふうに思います。

一方で、私が懸念しているのは、どこの自治体もやはり人口の奪い合いになりかねず、同じような施策が出てきた場合、そして今おっしゃったような人口減少対策や定住対策、これをもってしても、やはり働く場所がなければ定住にはつながってこない。こういった考えがあります。町民の皆さんにも同じ考えを持っている方、大勢いますね。

その中で冒頭申し上げましたまち・ひと・しごと創生の仕事の部分というものが何か抜け落ちて しまっているような気がしてならないのですが、そういった仕事の部分、働く場所というのは今後 の進めていかれる年度の中で、先ほど町長、全て盛り込まれているというふうにご答弁いただきま したが、その仕事の部分についてはどういった方向で進めていかれるのか、町長のお考えを伺いま す。

○議長(山﨑信義) 町長。

私は、いろいろなところで申し上げておるんですが、かつて議会でも申し上げ ○町長(小林則幸) ました。数年前から申し上げているんですが、確かにこの地方における仕事の雇用の場の確保はな かなか難しい。さりとて、企業誘致というものについてもそれなりの努力をしなければならないん ですが、企業側もやっぱり進出には相当の条件がないと出てこないというようなこともございます ので、私は常に申し上げておったんですが、この雇用の場の確保については、これは確かにハロー ワークがございますが、このハローワークだけでは到底私は組織内、やっぱり私たち地方、この自 治体においてもこの雇用関係、就職関係についてハローワークとはいいませんが、それを補完する 何か制度を設けなければならないということを常に主張してきました。ようやく国は、間もなくこ れを国会に提案をして法的な整備をするというものは、つい先日報道されました。私はそうだと思 うのですよ。やっぱりハローワークだけじゃだめですよ。私たちがここにおいでいただく方々の条 件をいろいろ聞きながら、どういうところに適切な場所があるのか、どういう希望があるのかとい うものを受けとめて、逆に私たちがそういう企業なり、そういうところに積極的にアタックしなが ら、その人たちの希望をかなえるということがこの雇用場の確保につながる。私は、それを常に申 し上げた。ようやくつい最近新聞に出ましたね。地方にこのハローワーク的な役割を持たせるとい う法律が制定されることになりましたよ。そうでなければならないです。私は、それを常に主張し てきた。ようやく実現することになりましたが、そういう意味で町がそれを補完をするということ が大事だと思う。

さらに、私やっぱりこれから、諸橋議員さんからもいろいろの意見出ているんですが、これから

農業、林業、それも私は雇用の場の確保としては非常に期待が持てるようなものをつくっていかなければならないですね。時には、そういうことを希望する人もいるんですよ。あるいはまた介護の関係、介護者に対する、総理はこれから3本の矢で介護離職者をゼロにするといいながらも、なかなか待遇的に厳しい、そういうものに対する、町として何とかそれをフォローしながら、バックアップしながら、そういう皆さんからも従事していただいて、できるだけ所得の向上を図るというようなことも町は進めていかなければならないと思うんです。やはり町の置かれている現状からしまして、働く場所をいかに確保するか、ここにおける企業誘致を現実的にするにはどうするかと。これは、前向きにやらなければだめだと思いますが、現実的には難しい。それを補完するためには、私が今申し上げましたような、町も今度は積極的に、おいでいただく方に対する働く場所の確保については、もう全面的にやらなければだめだと私は思うのです。

そういう面で、これから町も対応してまいりたい。そういう意味で、私たちも組織の体制もございますが、やっぱり来ていただく以上は働く場所の確保というのは大事なんですよね。そういう点を町としても前向きに考えていきたいというふうに思っています。

- ○議長(山﨑信義) 9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) 人口が減少することが地域経済の縮小を招いて、やはり地域経済が縮小することが人口減少、これ加速させるわけなんですね。そして、特に我々のような過疎地域においてはこういう負の連鎖が起きる可能性が非常に高いわけでございます。そして、やはり仕事があることによって人が来て、人が来ることによって今度は仕事を呼び込めるという、こういう循環で町を活性していかなければならないわけでございまして、このような意味においては、以前から私も町長も同じ考えを持っていると、共通していると私は思っております。

企業誘致についても今ほどご答弁がありました。全面的に難しいのは、それはわかります。私もそういう考えわかります。が、やはりそういう仕事の面にも力を入れていかないと、なかなかこれこういったような施策を目の前にぶら下げるという言葉はあれかもしれないですけども、であっても、やはりもっと大きな市とかで、同じようなのが出た場合、どうしてもそっちに人口が流れていってしまうということがございますんで、その辺について、また仕事の面でも力を入れていただきたいというふうに考えております。

3番目のほうになりますが、その人口減少対策、仕事の面に一石を投じられることになればいいなと思いまして、この地域おこし協力隊ということで質問をさせていただきます。地域おこし協力隊とは、都市の地域から過疎地域などの条件の不利益地域に住民票を異動して生活の拠点を移したものを地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱するものでございます。隊員は、一定期間地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなど、地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援など、地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る組織です。活動期間はおおむね1年以上3年以下で、総務省からは特別交付税による財源支援が受けられ

ます。県内では、十日町市が以前から取り組んでいて、全国的にも先進的な地域として有名でございますし、先般も日報に掲載されましたが、燕市や佐渡市も取り組み始めているわけでございます。 このようなことから、本町においても地域おこし協力隊員を募集する考えについて町長にお伺いをいたします。

○議長(山﨑信義) 町長。

○町長(小林則幸) 仙海議員さんの地域おこし協力隊の募集ということでございますが、このことについても名前は聞きながらも、実態についてはどうなっているのかなと思いましたら、今回の質問をいただきながら、総務課長にもその内容を聞いたんですが、地域おこし協力隊の具体的に内容をお聞きしたところでございますが、昨年は総合計画行政改革委員の皆さんが長野県の小川村に行政視察に行かれ、そこで活動されている地域おこし協力隊の実情を聞いております。今総務課内部でももっと詰めて検討してみたいと言っておるところでございますし、総務課の企画係でも本年6月、県内の先進地視察等、いろいろな懇談会をしたいということで、例えば津南町等々の日程を調整しておったんですが、なかなか調整がつかなかったというようなところで、近々に改めてまたひとつその日程調整をしながら、うちの町としてその協力隊員を募集している自治体の実態等もお聞かせいただきたいというふうに思っております。

また、柳津町との交流懇談会においても話が出ておりましたが、今後も内容を聞きながらしっか りとまた詰めていきたいなと思っておるわけでございますが、現在ちょっと総務課についても、ま たその担当もマイナンバー、国勢調査、総合計画、この総合戦略、ちょっとこういう大きな問題が 重なっておりますので、新年度、十分ひとつ検討していきたいなと思っておりますが、私もこの協 力隊、仙海議員さんのご質問いただいて、ちょっと関心を持っていろいろな新聞記事を見ておった んですが、つい先日の新聞に、今協力隊は全国で1,500人ぐらいおられるそうなのですよね。そして、 年に1度、そのような協力隊のサミットが開催されるということで、先般岡山県の美作市で開かれ たようです。その前夜祭、裏サミット、いわゆるかつて協力隊員として活動した元隊員の意見交換 があったと。そこにおいて、協力隊員としての非常に厳しさというものが意見が出されたというの も報道で見ました。例えば協力隊員が自治体に入ってくる。そうすると、町の非常勤職員、よそか ら来ているんだとか、あるいは単なる定住人口を増やすための協力隊員だとか、あるいはまたやは り役場に入って、そういう担当との調整をとるんですが、なかなかうまく折り合いがつかないです ね。難しい問題があるということが裏サミットで率直な意見として出されたという記事がつい最近 あったんですが、そういうことも十分考慮しながら、協力隊員の数は新潟県が多いんじゃないでし ょうかね、全国的には。そういう意味で、また先進地をしっかりと見させていただいて、どういう 効果が上がっているのか。また、そういう一つの隘路といいましょうか、問題点もあることも十分 考慮しながら進めてまいらなければならないんじゃなかろうかというふうに思っていますので、若 干ちょっと時間をいただきたいなと思っています。

- ○議長(山﨑信義) 9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) 大変前向きな答弁ととらえてよろしいのでしょうか。町長もご自身で調べられたりしているというわけでございますので、前向きに考えられているんだなと私は今の答弁で感じましたが、協力隊員を呼ぶことによって今おっしゃるような問題とか、あるいはほかの問題でもいるいろ出て載っておりますが、例えば行政サイドにそういったノウハウが十分でない場合には外部の専門家などを活用する、ないし総務省からもそういった専門家を招いて活用するのも市町村の依頼を受けてでしたら、10日以上招いた場合はそういったものが特別交付税で財源措置があるとか、いろいろ国のほうもそういった措置を講じておりますので、もろもろの課題もありますし、現場も今いろの3重なって忙しいのもわかりますが、検討をいただければありがたいと思います。

そして、総務省のほうで公表しているデータというんですか、調査結果ですと、やはり協力隊員の任期を終了した3分の1の方は女性であるということなんですね。そして、年齢層を見てみますと、男女合わせて約8割は20代、30代の方が占めていて、終了後、5割近い方がその町に定住するという、そういったような結果も出ております。中には、結婚して地域にとどまるという方もいるというのが総務省のほうのデータで掲載されていますし、また協力隊員は住民票を移して生活の拠点を出雲崎に持ってきた方ですから、すなわち本町の住民というか、町民になって、かつ定住するわけで、人口減少対策とか空き家、そういったものの確保などにつながる空き家対策などから見た場合でも大変効果があるのではないかなというふうに思っております。

それと、先ほどもご答弁の中にありました出雲崎丸ごとオーナー制度や釜谷梅のオーナー制度ですが、こういったものも、農林水産業含めてなんですが、後継者もそうなんですが、従事する若い人がやはり少ない、そこにこういったような協力隊員を招いて活動していくという考え方もあると思います。今回出まえ議会のときに、釜谷梅の組合員の方がいらしてお話がありました。なかなか梅のお世話をするのに高齢になってくると、年々大変になってくると、そういったようなスタッフといいますか、手伝いというものも町のほうでも検討をいただけないかというようなお話が出ました。例えば梅ばかりに限らず、農業や漁業も同じなんじゃないかと思います。漁業者を見てみましても20代の方は2人、30代も2人ですね。あと、40代、50代といますが、ほとんどは60歳以上になっています。だから、こういったような仕事が好きで、そして本町のような自然が好きだとか街並が好きだという方を募集して、そういった部分での人口減少対策や活性化のほうにつなげられればいいんじゃないかなというふうに考えておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) この制度は、2009年に総務省が創設した制度でございまして、7年経過しましたね。そして、地方交付税400万の措置があるということで、案外いろいろな意味で好評だったんじゃないかと思いますが、ここにまいりまして、地方総合戦略等々、いろいろな制度的なものも出てまいりますので、その辺との整合性はどういうような形で変化してくるのか考えていかなければな

らんと思いますが、しかしやはり今おっしゃるように、井の中のカワズじゃなくて、外から見た出雲崎をどう改革するかということも必要なんですよ。これは、今の総合戦略を立てるのにコンサル、私入れない。こんなの入れれば、ほんの書いたものが出てきますよ。だから、逆にかえってこれはマイナスだというので入れないのですが、今の協力隊というのはこれは別ですよね。やっぱり外からいろいろな意味で意欲的な人を町に招聘をして、ある分野をしっかりと担ってもらうということは大事なんですよね。

だから、今申し上げますように、いろいろ問題点はありますが、そういう意味で町もやっぱり挑戦をすべきだと私は思っています。そういう意味で誰でもいいというわけにまいりませんから、そういう人は意欲的にある程度一つの意思を持っている人でないと、なかなか難しいわけですね。本当に期待しながらも来て、ぱっと出ていってしまわれるようじゃ困ってしまうんですよね。そういう意味でしっかりとその辺もひとつ勘案をしながら、町としてまた先進地、きょう裏サミットでいろいろ問題も出ていますが、そういう問題も勘案をしながら、これから対応してまいらなければならんじゃなかろうかと思っていますので。

また、議会の皆さんも先進地、視察しておられるんじゃないですかね。皆さんも行っておられなかったですかね、こういうところは。もし機会があられたら、またそういう意味で議会の皆さんからも自治体を研修してもらって、ご提言をいただき、また私ども前向きに検討するということも必要かなと思っていますので、よろしくひとつお願いします。

- ○議長(山﨑信義) 9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) それでは、次の質問に移らせていただきますが、今後の介護予防について幾つか伺ってまいります。先般議会で行政視察研修に行ってまいりましたが、その一つに介護支援ボランティア制度に関するものがございました。これは、2番目のほうで伺いたいと思いますが、その研修の中で説明を受ける中、これから新しい総合事業に対応できるようにとか、皆さんも総合事業のことも含めて視察に来られたのではないでしょうかというような説明、話が先方からいろいろ端々にあったわけでございます。新しい総合事業という言葉が出てきたわけですが、この新しい総合事業とは介護予防、日常生活支援総合事業をいいます。これは、平成29年4月までに全ての市町村で実施することが定められています。

その内容は、全国一律の基準となっている予防給付のうち訪問介護、通所介護を平成29年度末までに新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行するものです。そして、その基本的な考え方として住民主体のサービス、支援を充実させることにより、現行の介護予防、訪問介護、介護予防、通所介護よりもよりよいサービス支援を実現し、利用者の増加を実現させる。また、利用者が増加することにより、要介護に至らない高齢者や要支援状態からの自立を実現させるものとしております。また、これまではヘルパーの資格を有している人のみが介護予防、訪問介護のサービスを提供することが可能でしたが、新しい介護予防、日常生活支援総合事業の多様なサービスではホームへ

ルパーの資格を有していない雇用労働者やボランティアなどもサービスを提供することが可能になるわけでございます。このようなことから、今後本町にはどういったような影響が出てくるのかお伺いをいたします。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) ただいまの質問でございますが、非常に専門的な分野でございまして、しかも制度が複雑に交錯をして、一概になかなか答えられない面があるそうです。これは、私もちょっとわかりませんので、課長のほうから出てまいった答弁書をお答えしていきたいと思いますが、現在全国的に急速な高齢化が進んでおりまして、今後はさらに独居高齢者や高齢者のみの世帯、認知高齢者の増加が見込まれております。このため、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、地域包括システムの構築を進めているところです。地域包括システムとは、要介護状態となっても住みなれた地域で、自分で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、おおむね30分以内の範囲で医療とか介護予防、住まい、生活支援のサービスが一体的に提供されるものであります。このため、去る11月16日に地域包括ケアシステムの不可欠要因となっております在宅医療を進めるために、私も出席したんですが、出雲崎町在宅医療推進協議会、これを設立をさせていただきました。この協議会は、お医者さんに加えて歯科医師、薬剤師、看護師、介護サービス事業者、介護支援専門員、多種の職種によって組織されておりまして、それらの職種が共同、連携して退院支援、日常の療養生活、みとり等を行っていくものであります。

ご質問にあたりました新しい総合事業についてですが、新しい総合事業では要支援者に対する訪問介護、通所介護が予防給付から総合事業に移行されます。これまで全国一律の人員基準、運営基準で提供されていました訪問型、通所型サービスが柔軟な基準で実施することができ、また栄養改善指導、口腔指導など、他のサービスと組み合わせて提供ができるようになります。また、サービスの提供者も指定事業者に限ることなく、保健医療の専門職やボランティアなどが高齢者を支援する事業も考えられまして、高齢者が伝えて側に回ることもございます。さらに、サービス形態により要介護認定等を省略をして、迅速なサービス利用が可能となります。

本町では、新しい総合事業を平成29年4月から実施すると、そういうことになっておりますが、要支援者に対する訪問介護、通所介護以外のサービスは、引き続き介護予防事業によるサービス提供は継続されますので、既存のサービスを受けている高齢者等のサービスが大きく変わるものはございませんが、パワーリハビリなどの既存の介護予防事業、栄養指導などの多様なサービスを組み合わせ、またサービス提供者も食生活改善推進員など、ボランティア等も担い手に加えることによりまして介護予防、生活支援がより充実するよう現在関係機関とか、関係団体と協議を進めているというところでございますので、よろしくお願いします。

- ○議長(山﨑信義) 9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) 大体わかったような、わからないような、皆さんもそうだったでしょうか。な

のですが、この後、課長にバトンタッチされるのかどうか、若干不安になってきたんですが。本町 に出てくる影響は大体わかりました。

では、ちょっと具体的にお伺いしたいんですが、先日こういったような話をお聞きしたわけです。 町は、介護予防事業をやっておるわけですが、3カ月たつと切られてしまうというような話なんで すが、これはどういうことかといいますと、町の介護予防事業は特定高齢者を対象とした通所型介 護予防事業がございます。これは、3カ月を1期間として、週2回トレーニング機器を使用した運 動機能向上トレーニングを実施して、要介護状態等になることを防ぐものでございます。ふれあい の里で行われておりますが。

それと、一般高齢者を対象とした高齢者筋力向上トレーニング事業がございます。これも3カ月を1期間として、週2回トレーニング機器を使用し、運動機能向上トレーニングというものを実施するものでございまして、いずれも新規参加者の方は週2回で、リピーターの方は週1回となっており、特定高齢者のほうに漏れた方はフォローアップというものが月2回ございまして、一般高齢者のほうに漏れた方も月2回ということでございます。これに漏れると、3カ月間お休みをいただく。お休みがいわゆる切られたという感覚になるんでしょうが、こういった再度参加したい方からすると、やはり3カ月で切られてしまうということは、とても残念なわけなんですね。だから、その辺について例えばもう少し、募集人数を要綱ではおおむね10人、決められているようですが、その辺をもう少し増やしたりとか、そこに携わるマンパワーも増やしたりして行えば解決する問題ではないかなというふうに思うんですが、その辺についてはちょっと難しい話なんでしょうか。いかがですか。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) このことにつきましては、私もいろいろな皆さんから同じ質問受けています。 全くこれはもう最高にやっぱりこのサービスを受けている人は、それなりの効果は上がっているん ですね。だから、希望者は多い。しかし、その中の枠に入れない。また、今おっしゃるようなこと が出ておるんですよ。だから、マンパワーが少ないのか、施設が少ないのか、どういうことだか私 ちょっとわかりませんが、実情は課長がよく知っている。課長にちょっと答えさせます。
- ○議長(山崎信義) 具体的内容ですので、課長に答弁お願いします。保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 事務的な内容になりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

この運動系の介護予防事業でございますが、この目的といたしますのは、現在はいわゆる今ほどお話しのとおり、一定の介護の支援が必要である特定高齢者ですとか要支援者、もうちょっと頑張れば要介護状態にならない方々を対象としてやっていくというふうなのが1つございます。それは、介護保険制度の中の地域支援事業という形で実施されておりまして、相応の国県の財源負担が伴う

ものでございますので、その制度の規制の範囲内で実施しなければならないというふうな制約がご ざいます。

また、一方で一般の高齢者の方がいわゆる要支援状態にもならないようにやっている事業、パワリハとか、そういったものもございます。これは、本来全員の方がずっと指導員をつけてやっていけばいいんですが、目的とするところは最初自分、トレーニングのやり方を教わって、あとは地域で自主的に活動していただくというのが理想とする形でございます。手とり足とりやって、介護予防ができるものではございません。介護予防の基本は、やっぱり日常の中でそういう予防を継続してやっていく。それには、各個人個人の意識の持ち方とか、そういったものが非常に重要になってくるというふうなことで、現在町で進めております事業は今ほどのような形で一定の期間、新規の方を多く取り入れて、介護予防の習慣をつけていただくという趣旨のことも踏まえて、今のような形で期間を区切ってやらさせていただいているものもございます。

この辺のやり方につきましても今後新しい総合事業の中で、今度これは一体として取り組むことができますし、また口腔指導ですとか栄養指導等、ほかの事業と組み合わせて行うこともできます。また、指導する担い手の方も先ほどお話しのとおり資格がないボランティアの方も参加して、多くの方が携わることができますので、例えば元気な高齢者が高齢者の方を支えるとか、そういった多様な形、多様なスタイルで実施することができますので、出雲崎に合った形を今後具体的に関係団体と現在検討を進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(山﨑信義) 9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) 課長のご答弁でよくわかりましたが、課長のおっしゃること、理想はそういう形で行われるということも大変よくわかりましたが、私だけでしょうか。特に女性の方はそういった傾向があるのかもしれないんですが、何々教室とか○○教室みたいなように、大勢で参加するんであると参加しやすいというような傾向があるようで、個人でその教室で習ったことを例えば体育館のトレーニングルームに行って、似たような器械があるんでそこでやりましょうとか、あと自宅で継続してと言われても、なかなかできないような傾向があるようです。そうでなければ長岡の、名前は出しませんけれども、女性専用のスポーツクラブみたいなのがありますから、ああいったようなやり方で、来た方から順繰りにやっていただくとか、そういったようなものであれば、もう少し人数も増やせるのかなというふうにも思っておりますし。

それから、新しい総合事業の話が課長のほうからも今出ましたが、要支援者の方が通所型の予防 介護施設、いわゆるデイサービスなんですが、こういったところを利用できなくなり、先ほどちょ っとそうはならないようなお話、町長から答弁がありましたけども、そうできなくなって、その要 支援者の方がこういった町の事業のほうに回されてしまうという心配があるんですが、そうなると ますますこういった教室に参加できる方が少なくなってしまう。切られる方が多くなる。そういっ たところが心配されるんですが、その辺は私の心配で、要支援者の方が町のそっちの事業のほうに 回されてしまうというような可能性についてあるのかないのか、その辺についてお伺いをいたします。

- ○議長(山﨑信義) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(河野照郎) 要支援者の方が新しい総合事業になりますと、今要支援者、出雲崎、70人くらいの方いらっしゃるんですが、新しい総合事業になりますと、その訪問系サービスと通所型のサービス、その2つが今の介護保険制度から外れるという形になります。ですが、それでサービスが利用できないということではなくて、介護保険制度から外れて、総合事業の中の取り組みとして行われるということでございますので、町が始める総合事業の中に現行のままのスタイルを入れておけば、同じようなサービスを受けることができます。施設も出雲崎の場合は、新しいボランティアの方がすぐそういう立ち上げはなかなか難しい状況ですので、今の事業者の中で使うか、その辺は今検討している段階でございますが、サービスが打ち切られるという事態はございませんので、ご理解をお願いします。
- ○議長(山﨑信義) 9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) その辺も私も、ネットワークサプライに中野議員から紹介していただいて、10年以上になりますか、週に数回ですが、福祉施設のほうに運転手のほうでボランティアで行っているんですが、そういったときにちょっとお話しをされると、実際要支援の方がそっちの隣の部屋に行ってやるなんていうのはできるのかどうなのかななんていうお話もちょっと伺っておりましたもので、今課長の答弁いただいた中で、そういったことは町の中では考えていないということでございましたので、了解をいたしました。

それで、次のほうの介護支援ボランティア制度についてお伺いをいたします。今ほど総合事業の中でボランティアという話も出てきましたが、私どもこの間、行政視察行ってまいりましたが、この介護支援ボランティア制度というのは、地方自治体が介護支援にかかわるボランティア活動を行った高齢者、65歳以上の方なんですが、に対して実績に応じて換金可能なポイントを与える制度でございます。介護保険料を実質的に軽減する制度でもあります。これは、高齢者の介護支援ボランティア活動をカードに記録して、年間の取得ポイントに応じてスタンプを押して、そのポイントに応じて換金、お金にかえられるわけなんですが、ボランティア活動の対象となる事業は、町や社会福祉協議会が行う介護予防事業や養護老人ホーム事業など、そういったものでございました。活動内容というものは、レクリエーシュン等の指導や参加支援、あるいは散歩や館内の移動の補助や話し相手、そのほか芸能披露があったときの会場設営等があったわけであります。そして、このボランティアは自身が登録によって、住民からの申し込みによって登録をして行う事業でございました。この制度の目的は、介護予防事業として高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを支援して、そして自身の社会参加、その活動が自身の今度介護予防にもなるわけで、いわゆる人前に出て活動することで、より長く元気でいられるということでお話をされておりました。

本町においても今後高齢化による要介護者の増加が見込まれる中、元気な高齢者がボランティア 活動を行って、健康増進や介護予防につなげていくこと。そして、介護保険料の負担軽減等もかか わってくると思いますので、町長はどのような考えをお持ちでしょうか。お伺いいたします。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) ただいまの質問でございますが、議会の皆さんもこの制度につきましては福岡県の篠栗町に視察へ行かれた。その結果、きょうの貴重なご質問になっているわけでございますが、まさにこの介護支援のボランティア活動、評価はされておりますし、実質的に保険料の負担が軽減できるもので、高齢者の社会参加の促進や介護者の介護予防にもつながると、こう言われております。

篠栗町でも一定の効果は上がっておるということで、きょうの質問につながっておりますが、まさにそういうことも呼応しなければならないと思っていますが、当町におきましても介護関係だけではない、給食とか、あるいはまた施設の掃除とか、あるいは入所者の介護等、ボランティア活動を長年にわたってやっておられる方もありますね。やっぱりそういう方々に対する不公平感というものが生まれてきますと、問題も出るんじゃないかなという私は感じがしています。そういう意味で、この介護ボランティアを含めた、また給食なり、いろいろの面で頑張っていただいている皆さんもございますので、そういう方々も一体的にどう考えるべきかというようなことも私は検討していかなければならないのではなかろうかなと思っております。

重ねて申し上げますが、町もいろいろな方々が、本当にボランティア的な活動を積極的にお年寄りの方やっていただいておりますから、そういう方々の立場も考えて、やっぱり公平感というものを保ちながら、これからまたそういうボランティア活動に積極的に参加してもらうということも必要じゃないかなと思っていますので、十分また検討させてもらいたいと思っています。

- ○議長(山﨑信義) 9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) 実際にボランティアには限りませんが、やはりそういったボランティア活動を通してですとか、人の前に出られるということで、元気で長くいられるということはやっぱり私あると思います。町長もそうなんでしょうが、このようにお元気でいられるわけでございますし、先日私ある会議で一緒にお話しした方ですが、町長よりも1歳年下と私にはお話ししていて、やっぱり町長さん元気でいられるから、俺も負けていられないやと言って話をされました。息子さんが定年退職するまでは、まだ弱っていられないんだという話をされていましたんで、そういった意味でも元気でいられる方が出雲崎は多いのではないかなというふうに思いました。

町長おっしゃるように、町にはいろいろ各種ボランティア団体があります。皆さんポイント制度なんて関係なく、本当にやっておられますね。婦人会の皆さんもそうですが、高齢者ふれあい交流事業や特養、月1回の施設訪問とか、いろんなのをやっていて、お互いさまの心といいますか、互助の心ですよね。そういった中でやっていられると思いますが、私が申し上げた制度も国の介護予

防の一環として位置づけられておりますし、その財源措置もあるということでございます。新しい総合事業の中でも地域住民主体の地域サービスや支援を充実させることとなれば、やはりその方々にも何らかのこういうメリットがないといけないんじゃないかなというふうに思っております。そういったことで、ぜひまた前向きに検討をしていただければなと思います。

最後になりますが、これも介護に大きくかかわってきますが、認知症の血液検査について少しお 伺いをさせていただきます。

まず、認知症とはいろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりするためにさまざまな障害が起こることで、生活する支障が出てくる状態のことを指すわけでございますが、認知症の高齢者の数は年々増加する傾向にあって、65歳以上の高齢者のうち、認知症を発症している人は推計で15%、2012年時点では約462万人に上るということが厚生労働省の研究班の調査で明らかになっています。このうち認知症の前段階である軽度認知障害の高齢者も約400万人いると推計されています。65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍になっている計算になります。さらに、ことしの1月、厚労省により10年後の認知症患者の数は現状の1.5倍となる700万人を超えるとの推計が発表されています。これにより軽度認知障害者の数を加えると約1,300万人となり、65歳以上の3人に1人が認知症患者とその予備軍となるわけでございます。そういった中で、認知症には大きく分けて4つの原因となる脳の病気があるわけでございますが、このうち認知症の原因となる病気の7割を占めるアルツハイマー型の認知症、これは薬でその進行をおくらせることが期待できていると言われております。早く使い始めると、健康で過ごせる時間を長くできるというふうに言われております。

この血液検査でございますが、約8割の精度ということで血液型のたんぱく質の量をはかるというふうに書いてあるわけでございますが、なかなか費用が問診とか相談も含めますと2万から3万円ということで、かなりの高額になりますので、その辺について町としての一部助成というものを考えていけないか、町長にお伺いをいたします。

○議長(山﨑信義) 町長。

○町長(小林則幸) 仙海議員さんがおっしゃるように、かつてはがんと宣告されると、全く死を予期したということですが、最近はがんと宣告されるよりも認知症と宣告されたときには全く3倍、4倍の打撃を受ける厳しい時代を迎え、今仙海さんがおっしゃるように、2025年にはいわゆる認知症700万人、65歳以上、5人に1人という厳しい現実がかいま見られるということが報道されているわけでございますので、これをいかに事前に予知し、そして病状が進まない措置をするかということはもう一番基本だと思うんですが、おっしゃるように今大変医学が進歩しまして、原因物質となるアメロイドベータペチセツド、この蓄積を感染評価することが軽度認知障害のリスクを調べるもので、おっしゃるように料金は1回2万5,000円ぐらい取られるということですが、これも費用の助成をしてはどうかということですが、現在この検査を受けられる医療機関は新潟市内の特定の診療

所に限られ、近隣の医療機関では実施されておりませんので、町民が実際に簡単に受けるという環境ではないということです。

そこで、私は課長に、課長さんや、2万5,000円も3万円もかけて検査しなくても、お互いがそれ ぞれのちょっとおかしいなと思ったら、かかりつけのお医者さんから紹介させてもらって、今やっ ぱり結論的には認知症のその検査はMRIとかCTが主力なんですね。この血液検査というのは、 本当に傍流なんですよ、金もかかる、医療機関も少ないということで。CTとかMRI、これが決 定的にやっぱり主流をなしているんですよ、認知症の検査に。だから、こういうものを活用できな いかと。いや、町長、それは十分対応できると。今うちの町でいうと田中先生、三島病院、なかな か名医がおられて、そしてもうMRIでも何でも、心理検査から、初診料から全部やって2,260円で 済むというのですよ。そうなったら3万5,000円もかけなくても、そういう対応してくれやと。もし そういう何かなったら、どうも頭がちょっと悶々するとか、ちょっと物忘れがする。これはどうな っているかなと。検査したいと。そうなれば、完璧に保険がききまして、そうすると、もう初診料 からMRIから心理検査から全部やっても2,260円で済むんですよ。だから、そういう制度をしっか りと利用してもらったほうが、こんな血液検査して誰もが、私はそれじゃ、ちょっとおかしいな。 よし血液検査、認知症になったか、調べる。私はとてもその気には。認知症なんて、おい、ちょっ とおかしいぞねと言われると、これは精神ショック大きいから、これは私で考えれば、私は受けま せん。そういう意味で、もしおかしいなと思ったら、逆にそういう周りの人に、それじゃ検査受け て、早目に対応しようじゃないかとなれば、三島病院では2,260円で済みますので、町もそういうふ うにひとつまた積極的にご支援申し上げて、指導してまいりたいと思いますので、血液検査はちょ っと町が取り上げる問題じゃないなと、こう考えています。それ以上の安くて、正確に診断でき、 また治療ができる方法を考えていきたいというふうに思っています。

- ○議長(山崎信義) 仙海議員、間もなく時間来ますので、まとめてください。 9番、仙海直樹議員。
- ○9番(仙海直樹) 私が今申し上げているのも、ちょっとおかしいなと思う前の段階の血液検査で ございますので、ちょっとおかしいなというのが始まる前にわかると、薬ですとか生活習慣を改善 するとかで長く元気で保たれるということで、町長おっしゃるように、これを宣告されるとショックなんですよね。だから、そうならないように、これ認知症になりますと、本当にご本人はもちろんのことなんですが、やっぱり家族のほうも本当に大変になるわけなんですよ。今後は、また全て の市町村においてお医者さんですとか保健師さんですとか社会福祉士さんなどでつくる認知症初期 集中支援チームというものを策定することになっておりますので、ぜひ一人でも認知症になられる 方を減らす意味でも、またご検討をいただければと期待して質問を終わらせていただきます。
- ○議長(山崎信義) 以上で仙海直樹議員の質問は終了しました。 時間の都合もありますので、継続して行います。

◇ 髙 桑 佳 子 議員

- ○議長(山﨑信義) 次に、4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) 私で最後になりますが、ちょっと時間のプレッシャーもありますが、頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回観光資源を生かしたまちづくりについてということで一般質問をさせていただきます。12月 1日に出雲崎版総合戦略の戦略事業案が示されました。外部委託をせずに、特定施策室の皆さんで つくられたとお聞きしました。みんなで考え、家族や友人の意見を聞き、手をかけ、改良を加えて まとめられたものと拝察いたします。非常にわかりやすく、共感できましたし、すばらしいなと感 じました。

今回の私の質問は、直接的には総合戦略イメージの中の交流人口アップにかかわる部分で、幾つ かは既に総合戦略の新事業案としてされているものもございます。

また、先ほど中川議員の一般質問とかぶってしまっているところもありますが、それを踏まえた中で今回観光資源を生かしたまちづくりについて質問をさせていただきたいと思います。

地方創生は、国を挙げての少子高齢化対策、地域活性化策ですが、それを受けて全国の自治体ではその自治体なりのさまざまな取り組みが検討、実施されてきており、新聞、テレビなど、メディアで報道されない日はございません。他の自治体に学ぶことも重要と考えますが、町長がおっしゃるように、私たちは踊らされることなく、地に足をつけて出雲崎町なりの戦略を実施していかなければならないと考えます。

出雲崎町には、四季折々の豊かな自然環境とたくさんの観光資源、観光素材があります。地域の 宝を探し出して確認し、記録して後世に残そうと苦労された宝もの新発見事業、昨年3月に発行さ れた出雲崎宝物冊子は有形無形の宝であふれていました。私は、他町から嫁いできた一人ですが、 住み始めて出雲崎町がすてきだなと感じたのは、まず第一に海と山、そしてこの豊かな自然でした。 高台から眺めると、そこにいるだけで大自然に包み込まれ、開放感に満たされました。次に感じた のは、この町が持つ独特で重厚な歴史と文化です。そして、自然体で生きてこられた良寛様の心で した。本当にこの町でよかった。出雲崎でよかったと思っています。

今地方創生の名のもと、それぞれの自治体が何をもって地方版総合戦略を進めていくかを模索し、踏み出し始めています。人口増が見込めない中、体力のあるまちづくりを進めていくためにこの出雲崎町は何をもって立地をしていくのか。やはり活性化の核となるのは観光ではないかと思います。 先日の総合戦略の検討案その3として、交流人口のアップを目指し、出雲崎丸ごとオーナー制度、観光ルート構築事業、妻入り街並景観利活用事業の3つが上げられておりました。

通告いたしました1つ目と2つ目の質問を一緒にお願いしたいと思います。鳴滝町の丸畑から見る街並、嶽間沢さんのビューポイントについては、既に検討事業案とされています。また、観光ル

一トの構築事業等街並景観利活用事業が上げられておりますが、その中で天領の里を初めとする町内の観光施設、これから改修が考えられる津又邸、新しいスタートをする心月輪、北国街道沿いの妻入り会館や営業されている商店などをどのようにこれからつなげていかれるお考えでしょうか。また、尼瀬から良寛記念館にかけての高台を整備して遊歩道とし、高台から街並や海を望むことができ、できれば良寛記念館まで通ずる道とするのが理想なんですが、そのような構想は考えられないものか、お伺いいたします。

○議長(山﨑信義) 町長。

○町長(小林則幸) 高桑議員さんから質問条項の1番と2番についてご質問いただいたと思いますので、あわせて答弁をさせていただきたいと思いますが、今議員さんのおっしゃったように、これからのまちづくり、あるいはまた総合戦略の中に織り込んでおりますように、やっぱりこの町の持てる潜在的な観光資源、文化あるいは歴史を十分活用しながら、これからの観光客の誘致等々を進めてまいりたいということでございます。大体総合戦略の中にもうたってございますし、今高桑議員さんのおっしゃったように、まさに総合的なそれらを活用していかなければならんというところでございますが、中でも津又邸ということをご指摘いただいていますが、この津又邸についても造形大学に今その活用方法、あるいはこれからのこの妻入り街並の中の拠点としてどう生かすべきかという提言を間もなくまとめて町に提出をいただくと。先般も私ちょっとお会いしたんですが、いろいろお聞かせを願いました。一応参考にしながら、また議会の皆さんと、心月輪の問題もございますので、しっかりと意思確認、あるいは意見交換をしながら、具体的に進めてまいりたいというふうに思っています。何としてもこれもやっぱり一つの妻入り街並にお客さんを呼び込む動線の拠点ともしたいと考えておりますので、今後また造形大の結論も出てまいりますし、私たちもまた皆さんとよく相談しながら、積極的にこれを進めてまいりたいと。

あわせましてこの心月輪、先ほど出ております心月輪から、いろいろな意味の観光ルートをしっかりとリンクさせながら、有機的に結びつけながら、これから町の観光をひとつ進めてまいりたいというように思っておるわけでございますので、現在も心月輪あるいは良寛記念館が関連する天領の里、あるいは良寛逸話館等と連携しながら、あるいは広くまた和島の良寛の里とも連携をしながら、一人でも大勢の皆さんからおいでいただくように努力してまいりたいというように思っています。間もなく、総合戦略の中にもうたってございますし、単なる文章ではないですね。具現化すべく、全力を挙げてまた問題を進めてまいりたいというふうに思っています。

さらに、議員さんからご指摘のございます鳴滝町の町の景観等を一望にし、写真を撮るのに最高の場所ということでございますが、これについてもお話をいただいております。これについては、地権者の問題もございますし、さらに私は申し上げているんですよね。ショッピングポイントとなる場所に動線を、どのように大勢の皆さんからおいでいただけるルートをどういうふうに構築するのか、この辺を考えていかないと、単なる拠点、その場所を整備しても、行く人は2人か3人じゃ

困るんですよね。ああ、そうか。そういう場所へ行ってみようかと言われるような、そういう誘導するルート等を開発するのか。どういうポイントを持っていくのかということをしっかりと考えてくれということを私申し上げています。そういうことも含めて、今後検討してまいりたいと思います。

そして、尼瀬から記念館にかける、いわゆる丘陵、山の斜面をあれをして観光ルートにどうだとおっしゃるんですが、これは地権者が大変ございますし、今ちょっと大きな災害が起きて、工事用道路をつくったんですが、そこでも若干地権者との関係でおしかりをいただいたり、大変問題出ております。それ以上に私は、前からそういうお話を承っているんですが、あの街並がれんたんをする斜面を遊歩道なりを、そのために斜面を削ったら大災害が起きる可能性は十分ございます。脆弱な土地です。これは、私としては取り組めない。もし取り組んで災害でも起きたら大変な問題が出ますよ。私は、やっぱり災害を考えますと、議員さんのご提案もまさにそうなんですよね。いいと思うのですよ。思いますが、あの斜面を切ったら、必ず大災害が起きる可能性がございます。そういう意味で私は、そういう問題についてはよほど慎重に対応しないと、地権者の問題もさることながら、災害対応を考えると若干いかがなものかなと考えています。今後大いにまたご意見として参考にさせてもらいたいと思っております。

- ○議長(山崎信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) まず、高台の遊歩道の話なんですけれども、とても立派なものをというよりは、イメージ的には良寛さんが歩いた小径のような、そういうイメージなんですけれども、実際には代官所跡から孝婦ゆりの碑があるあそこまでは道が、あそこにはもう車が来れるように、道を通れるようになっているわけですけれど、でもあそこに上がられる観光客の方というのは非常に少ないんですね。やはりそういうものについてのPRもないですし、あそこからは四軒寺のところに階段で降りられるわけですから、あそこの道をもっと有効に活用する、あるいはそこから先がこれはどうかというところなんですけれども、昔の商工会のあったあたりからは避難道路がありますし、円明院さんのところからは山本家のお墓にも上がれるわけですよね。そうすると、その山本家のお墓に上がるところまでは、もうすぐ隣が良寛記念館のわけですから、そういう意味ではまるっきり手だてがないということでもまたないような思いで見ております。実際に私もあの妻入り会館の管理人をすることがあるんですけれども、確かに中側を、北国街道側を歩いてくださる方というのは若干少ないようには感じております。天領の里からは、お車で移動される方が多い。でも最近は歩かれる方が大変増えてまいりました。やはり町なかの道路を整備したことや、そういう誘導看板があることによって中に入って見てみようという気になってくださる方が多いのではないかと思います。ただ、天領の里から妻入り会館のほう、稲荷町まで歩いてこられますと、ここから先はどうなの

たた、大領の里から妻人り会館のはう、稲荷町まで歩いてこられますと、ここから先はどうなの ということで、記念館まで行きたいんだけれどというと、どうしても352まで行かないと上に上がれ ない。それだったら、歩いていかないで、戻って車で移動するということになってしまいます。最 近は、やはり健康のためにウォーキングをしています。歩いていますという方が非常に増えてきている。町長さんも歩いていらっしゃるんですが。そのように歩くということがブームの一つにもなっていますので、やはりその良寛記念館まで歩ける小径をつくるということは非常に観光で回るルートをきちんと、こういう方法もある、こういう方法も、こういう道順もあるということでたくさんの手だてがとれますし、たくさんのご案内ができるので、そういう形で道をもう一つ、こちら側から上がる、尼瀬側から上がる道もぜひ考えたいものだとずっと思っています。

戻りまして、リンクさせて、いろんな観光施設をリンクさせて、有機的に結びつけるというふうにもおっしゃいましたけれども、観光ルートの構築ということで考えるとき、何がつなぐかというと、方法はいろいろあると思います。例えば検討事業案にあるように、観光案内看板の統一性を持った整備を行うということもございましたが、ある観光地では入場券というものが統一された絵はがきでございました。こういうイメージからも統一されるものもあるんでしょうけれども、例えば天領の里のチケットを見せたら、記念館の料金が割引になるとか、記念館の入場料を割り引くとかと、そういうタイアップした形の方法も考えられるのではないかと思います。いろいろあると思います。

それ以外に何がつなぐのかというと、これは中川議員の一般質問の中にもありましたけれども、

人がつなぐということが考えられると思います。一昨年産業観光課のほうで観光ガイド養成講座と いうものを実施いたしまして、私も参加させていただきました。やはり観光ガイドの勉強をしてか ら、その管理人として妻入りにいますと、非常にいろんなことをお話しした中で、とてもよかった。 ガイドの方がついて町を回られてもそうです。ガイドがついて町を回ると、ただ歩いただけではわ からないようなことがとてもよくわかった。こんな奥深い町だとは思わなかった。すばらしいと言 って帰られます。ただ歩いて、見てください、感じてください、触れてくださいでは、どうしても わかっていただけない部分というのがあると思うんですが、そこにやっぱり人がかかわってご案内 して紹介していくことでお客様の満足度というのは物すごく高くなる。そういうものだと思います。 もう一例申し上げますと、私管理人として妻入り会館におりましたときに、町内の方がたまたま いらっしゃいました。その方、海岸地域の方でしたので、私が来られたご夫婦にご案内を始めたと ころ、一緒になって自分が子供のときの海岸地域の暮らしであるとかいわれであるとかということ を説明してくださったんですね。私の知らないようなこともこうだった、嵐が来たらこうだったと か、船はこうだった、海岸に上がると重いんだというような話もありましたけれども、非常に興味 深く聞いていらっしゃいまして、私はその妻入り会館、離れられませんけれども、その方は回船問 屋の裏の船をつけた場所に案内までくださった。そのご夫婦は、本当に感激されまして、本当にこ こに寄ってよかった、出雲崎に来てよかったし、妻入り会館に来てよかったとおっしゃって帰られ たのです。やはり来ていただいた方々に、ただ見ていただくのではなく、そこに誰かが介在してご 案内をしていくというのは大事なことだと思いますので、ぜひこのうまくいった事業をもっと考え て、深く推し進めていっていただきたいものだと考えます。

そこで、次の3番目の質問に移りたいと思いますが、3番目、空き家の利活用についてです。出 雲崎の景観は、誰から見ても魅力的なもので、毎年県展に応募される写真や絵などに出雲崎町が題 材となっているものは少なくないと聞いております。数日間かけて絵を描きたい、写真を撮りたい、 またはのんびりと釣りを楽しみたいなど、出雲崎に長期滞在するニーズはあると思うのですが、や り方は確かにいろいろあると思います。例えば空き家を数週間、1カ月、そういう単位で貸し出し、 町外の方からこの出雲崎町を味わっていただく。そこで気に入ったら、取得も考えていただくとい うようなこともあるのかもしれません。そういった形での空き家の活用というものについて、町長 はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長(山﨑信義) 町長。

○町長(小林則幸) 空き家対策がもう喫緊の大きな課題というふうに考えていますし、総合戦略の 中でもリフォーム、あるいはそこに移り住む場合におけるいろいろな優遇措置をしたいと思ってお るんですが、今私が指示しておりますことは、単なる空き家という定義はだめだと。その中におけ る完全なる空き家で、どう考えても活用ができないのかという空き家、さらに活用すれば何とかな るんじゃないかという空き家、そういう区分をしっかりとする。もう完璧に空き家をという、どう いう形から考えても活用できないというものは、これは完全にもう空き家から除くべきと。そうい う一つの定義じゃなくて、現実をしっかりと把握しなさいと。そうして、その中における箇所づけ をしっかりとしながら持ち主との対話をしながら、この空き家をどう活用するのかと。あるいはい ろいろホームページなり空き家バンクに登録するにしても、そういう点をしっかりしなさいと。単 なる空き家はだめだと。実態をしっかりと把握しなさい。それで、調査員をお願いして、もう一軒 一軒しっかりと調査をしていただくということで今お願いして事業を進めております。そういう中 に、先ほど総合戦略の中にも盛り込んでありますが、この空き家を案外都会に住む人たちがひなび たこういうものに対する懐古主義というか、そういう誇りを持っている人もいるんですよね。だか ら、そういうものを徹底的に売り込むという方法で考えていかなければならない。それに対するま たいろいろな優遇措置をしたいというふうに考えていますので、この空き家対策は、これは海岸だ けじゃないですよ。村部もそうです。そういう点を含めて、しっかりと空き家を活用して、現にそ ういうところへ移り住んで喜んでいる方、よかったという方もあるんですよ。そういう点をしっか りと進めていきたいと思っていますし。

先ほど観光についていろいろご意見がある。いろいろご意見をしっかりと出していただいて、その中におけるものを集約しながらやっていかなければならないのですが、いよいよ来年は北スマートインターチェンジが開通しますから、そうしますとこの出雲崎に入る動線がしっかりとしますね。だから、もう徹底的に広告なり、そういうものでまず出雲崎へ来ていただくように十分対応していきます。その中で、さて出雲崎に来ていただいたときには、観光客としてどういうものを期待され

ているのかというのを、高桑議員がおっしゃられるようにいろいろなご意見があると思うのですよ。 そういう点をしっかりと把握しながら、それに対応するということが大事じゃないかと思いますの で、今後しっかりとまたそういうご意見も網羅し、また受けとめながら、その中でどういうものを 優先すべきかというものを考えながら進めてまいりたいと思います。

- ○議長(山﨑信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番 (高桑佳子) 簡単にはいかないのかもしれませんけれども、問題も上げればたくさんあるのかもしれません。ただ、町長おっしゃるように一軒一軒事情が違うわけですから、実行できる可能性があるものから、試験的にでも例えばそういう形をとってみるというのも考えられないかなと考えています。出雲崎の街並は、外から眺めて、下から眺めて、上から眺めて、確かにきれいですしあれですけれども、興味のある方は妻入りの内側を見たいとおっしゃるんですね、よく。ただ、住んでいらっしゃるから見れない。あるいは住んでいらっしゃらないから見れない。どっちにしろ見れない。本当に一部のラッキーな方がその時々かいま見ることができるようなチャンスがめぐることもあるんですが、大概はできないので、妻入り会館の中でそれをご説明していることになるわけです。そういう実際の妻入りの家屋が見れるような形になると、もっと観光客の方に妻入りの家屋に興味を持っていただけるのではないかと思っています。津又邸もその可能性は残しているわけですから、やはりそういう形で妻入りの内側からも見れるような対策もひとつ考えていただければなと思います。試験的にでもひとつ本当にお願いしたいところだなと思います。

最後の質問になりますが、地方創生の主役は町民であります。この町に住んでいる方たちがどんなまちづくりをしたいのか、十分意見を聞いていくことがもちろん大切なんですが、観光資源を生かしたまちづくりについても同様なことが言えると思います。役場の会議は数多くありますけれども、一昨年からこの町の子育て支援を考える子ども子育て会議に参加させていただきました。教育関係者や経験者では気がつかないような、母親、保護者からの目線で見た貴重な生の声が届けられました。そして、会議を通してその輪が広がっていったように感じています。

長岡市や燕市では、若者会議が軌道に乗って、事業を立ち上げるまでになっております。長岡のながおか・若者・しごと機構の発足は耳に新しいところです。この12月1日に発足したと聞いております。出雲崎では、例えばそういうものを募集すると、手を挙げる方は少ないのかもしれませんが、皆さんそれぞれがやはりお考えはお持ちだと考えます。それぞれに言いたいこと、こうだったらいいなと思うことはちゃんと持っていらっしゃるんですが、なかなか発言する機会があっても言われない方もいらっしゃいます。ただ、それがとても言いやすい雰囲気の中でそれを吸い上げていくことができたら、やはりそういう声を聞くいい機会ですし、貴重な意見がそこから上がってくると思うのです。ですから、もちろんこの地方創生の戦略についても与えられた、要するに行政からおりていっただけではなかなか人は動かないものだと思います。自分たちの意見を伝え、それらが形になって見えてきて初めて人は動いて、変わっていくんではないかと思うんです。出雲崎でこう

いう意見を聞くための会議を持つことについてはどのようにお考えですか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 声なき声にしっかりと耳を傾けながら、またその声を吸い上げると、これは基本ですね。大事なことなんですよ。さりとておっしゃるように、なかなかそういう機会の中で発言も少ない。それは、それなりに真摯に受けとめておりますが。私たちは、やはりこの総合戦略を構築する基本的な問題は、申し上げていますように、まず職員に指示したことは、職員はそれぞれ地域に帰れば家庭もあり、地域の状況もよく知っている。あるいはこの町の職員の中でいわゆる町外から通っている方々、そういう実態をしっかりと把握をして、そういうものの中における声なき声をしっかりと吸い上げて、どういう皆さんがどういう一つの考え方を持っているのか、そういうものをしっかりと吸い上げて、そういうものを戦略に盛り込まなければならないというのを基本にしたんですよ。

今回の総合戦略、私もこの前ここで、うちの町の職員から総合戦略会議を開いて、スライドを見ながら、それぞれのこれつくるまでいろいろやった。私は、そのとき言ったんです。すごいなと。やっぱり本当にあなた方は真剣勝負かけてやっているなと。私は、これを総合戦略の中に盛り込めば、おおむね皆さんにご理解いただけると申し上げました。その後、いろいろ修正をしながらやってきまして、ようやく皆さんに公表しているんですが。私は、率直に申し上げて、今回の総合戦略の中には皆さんが出まえ議会、あるいは中学生との対話集会、あるいは議会と皆さんのご意見の交換会、総合計画審議委員の皆さん、いろいろな機会、私もいろいろのところを回りました。回って、声を聞いていますと、おおむねそのものは全て盛り込まれていると私は考えています。これは、ほとんど私は盛り込まれていると思いますよ。あなた方が出まえ議会した、いろいろのご要望されたものは全部入っていると思います。確実に盛り込まれていると私は思います。そういう中におけるこれからはそれぞれの会議の中に、婦人会の皆さんとか、いろいろの皆さんの会合なんかで具体的に説明申し上げて、さらにもしご意見なりご希望があれば、そういうものを加えながら、より精度の高い、より具体的に、より効果の上がる、成果の得られる果実の得られるものをやっていきたいというのが私の考えです。

私は、少なくとも今回の総合戦略は町民の皆さんの声はおおむね入っておる。ただし、満遍なくとは申し上げませんが、基本的な大きな子育ての問題とか婚活、いろいろの問題ございます。就職後のあれをどうするのか。団地はつくったが、あとどうするんだ。それに対する手当ても全部しました。そういうものは全部盛り込まれていますね。ただし、私はこれでいいとは言いません。この後こういうものを具体的に説明をしながら、ご意見を承りながら、さらにさらに精度を加えながら、町民の皆さんの期待に応えられ、期待じゃなくて、それは具体的に動き始め、成果の上がるような形を考えていかなければならんと。こう皆さんと総合力ですよね。私がやるんじゃないですよ。も

う議会の皆様、町民の皆様の総合力でやるんですよ。それをやっていかなければならない。私は、 他の町はどんなことしようと、我が町の実態に沿った、確実に成果の上がるものを期待しながらこ れから進めてまいりたい。

髙桑議員のおっしゃることも十分承知していますが、今後さらにまた広く意見を聞きたいと思うのですよ。そういうものをまた加えながらやっていきたいというふうに思っています。

- ○議長(山﨑信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) 総合戦略の中にも町民の声を盛り込まれたということなんですが、実際に私も見せていただきまして、非常によくできているなとは思ったんですが、これを例えば町民の方に、これから1月に全戸配布をするということなのですけれども、その配布されたときに、その方たちがああ、自分の声が盛り込まれていると思うかどうか。私やっぱりそこのところは、確かに自分もこれと同意見だなということはありますけれども、それぞれがやっぱり自分が伝えた意見がのっているということとはまた違うと思うんですね。やはり具体的に、じゃこれを具体策として実行していくときにそういう町民の意見で、ああでもないこうでもない、こういうことはできる、これは可能だ、これは不可能だ。いろんなバランスの中で話し合いや何か、これは役場でやると言われればそれまでなんですけれども、そういう段階でもやはりそういう声を拾い上げていくことというのは必要なのではないかと思うのですけれども、町長いかがでしょうか。
- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 私は、基本戦略は揺りかごからついの住みかまでと。もう広く、この世に生を なして、そしてこの世を全うするときに、本当にお互いがよかったと言われる循環社会をつくりた いというのを私は申し上げている。これを全部織り込んであります。それは、個々的な問題、いろ いろございますよ。例えば奨学金の問題、もっと金を増やしてくれと。そういう意見はあるでしょ う。それは、それなりに受けとめさせてもらいます。でもやっぱりこういう戦略は、そうでしょう。 限られた総合戦略の、仙海さんおっしゃるように23市町村ぐらいもうできているんですよ。これは、 コンサル入れたりして相当につくっているんですよ。私は、これはもう時間が限られた中でやられ ているんですよ。だから、私たちはいわゆる町民総意の大花な公約数的なものはしっかりと受けと めてやりましょうということなんですよ。一々一人一人のご意見を聞いてまではやらなかった時間 がない。ただし、これからは深く潜行しながら、いろんな皆さんのご意見を聞いて、皆さんのご理 解をいただいて、よしやろうという機会を持ってもらわなければだめだ。そういうことをこれから 進めてまいりたい。しかし、意見は十分お聞かせいただきますよ。基本構想、基本的なところは、 私たちが出したものをこれから町民広く、あらゆる機会で説明しながら、率直なご意見を承ってま いります。その中におけるその意見は意見として尊重しながらやっていくということで考えており ます。
- ○議長(山﨑信義) 4番、髙桑佳子議員。

- ○4番(高桑佳子) そうしますと、この地方総合戦略に、ちょっと話がそっちの方向に行ってしまいましたけれども、まとめ上げて出す期限はいつぐらいを考えていらっしゃるのでしょうか。
- ○議長(山﨑信義) 町長。
- ○町長(小林則幸) 町としては、2月中にまとめたいと思っているんですが、国は今年度、3月まで出しなさいということなんですよね。先行型の交付金もありましたし、今回は3月、今年度いっぱい提出をしなさいという一つの期限があるんです。その中のタイムリミットぎりぎりの線の2月にはまとめられるかなと思っています。そういうことで今進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。
- ○議長(山崎信義) 4番、髙桑佳子議員。
- ○4番(高桑佳子) 2月までということで、余り時間もないことなんですけれども、具体策というものがまたこれから出てくるし、観光面でも中川議員おっしゃったように、本当に最後のチャンスだと思うんですね。空き家なんかもこの前の話をちょっとしていたときに、もうやはり壊されてしまえば建てられない。どんどん、どんどん抜けていってしまいますので、いろんな形での街並を保存する具体策というものをこれから検討していって、実行していかなければいけないことだと思います。

海岸地区に限らず、出雲崎町にはたくさんの宝があると思います。個人的には、私なかなか話にはできませんけれども、久田の海岸線も好きです。久田の海岸線のところから落水のこちら側ですけれども、これは長岡市になるか、妙法寺のほうに通ずる歩道を地域の方が草刈りをして歩けるようにした。春にはユキワリソウと、その後にはカタクリの花が実に見事だそうです。私も今度行ってみたいと思うのですけれども。あそこの高台から見るもの、それから明かりはないですから、夜晴れた日には星がとてもきれいです。それは、私も何回も見に行きましたけれども。西越地域にもやはりそういう宝はあります。

これを機会に、出雲崎の持っている観光資源というものを本当に気づきがやはり必要だと思いますので、いろんなところで出雲崎町が外にアピールできるもの、これをたくさん持って、それを活用していかなければ、この最後のチャンスに出おくれてはいけないと思います。ぜひこれを機会に体力のあるまちづくり、まちづくりは人づくり、いろんなことが言われていますが、人の輪を広げ、体力のあるまちづくりをみんなで推し進めていっていただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長(山崎信義) 以上で髙桑佳子議員の質問は終了しました。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長(山崎信義) 以上で本日の日程は全部終了しました。

(午後 零時15分)

第 3 号

(12月15日)

平成27年第9回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成27年12月15日(火曜日)午前9時30分開議

- 第 1 議案第69号 出雲崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定について
- 第 2 議案第72号 出雲崎町中小企業・小規模企業振興基本条例制定について
- 第 3 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(10名)

1番 宮下孝幸 2番 中野勝 正 3番 中川正弘 4番 髙 桑 佳 子 5番 田 中 政 孝 三 6番 輪 正 7番 加藤修 \equiv 8番 諸 橋 和 史 仙 海 直 樹 9番 10番 山崎信義

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 小 則 幸 林 長 忠 副 町 小 林 敏 教 育 亨 長 佐 藤 会計管理者 小 嘉代子 田 総務課長 Щ 田 正 志 町民課長 池 則 男 田 保健福祉課長 照 河 野 郎 產業観光課長 誠 田 П 建設課長 玉 沖 馨 教 育 課 長 Щ 田 栄

○職務のため議場に出席した者の職氏名

 事務局長
 坂下浩平

 書
 記
 佐藤千秋

◎開議の宣告

○議長(山﨑信義) これから本日の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎議事日程の報告

○議長(山崎信義) 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力願います。

◎議案第69号 出雲崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定 について

○議長(山崎信義) 日程第1、議案第69号 出雲崎町行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定についてを議題とします。 ただいま議題としました議案は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、6番、三輪正議員。

○総務文教常任委員長(三輪 正) 総務文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案1件について、その審査が終了 しましたので、その経過と結果について報告いたします。

審査は、12月9日午後1時30分から役場議員控室において、説明員に副町長、教育長、会計管理者、総務課長、町民課長、教育課長の出席を得て、委員全員が出席し、委員会を開きました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりですが、その経過について 報告いたします。

議案第69号 出雲崎町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例制定については、個人番号は基本的にどの課が重点的に扱うのか、個人番号の適正な扱いについて質疑があり、町民課、保健福祉課の業務となるが、総務課が電算システムの集中管理の担当課として今回の条例制定を担当する。個人番号の扱いについては、所管課の担当しか見れないシステムになっていると答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長(山﨑信義) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

議案第69号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第72号 出雲崎町中小企業・小規模企業振興基本条例制定について

○議長(山崎信義) 日程第2、議案第72号 出雲崎町中小企業・小規模企業振興基本条例制定についてを議題とします。

ただいま議題としました議案は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並 びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、1番、宮下孝幸議員。

○社会産業常任委員長(宮下孝幸) それでは、社会産業常任委員長報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において付託されました議案1件について、その審査が終了いたしました ので、その経過と結果をご報告いたします。

審査は、12月9日午前9時30分より議員控室において委員全員が出席をし、説明員として副町長、町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を得て委員会を開きました。

その結果につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりですが、その審査経過につきご報告いたします。

議案第72号 出雲崎町中小企業・小規模企業振興基本条例制定についてでありますが、質疑、意見として出されたものをご紹介いたします。

- 1番、以前より必要性を感じていたが、どのような理由により今日の提出となったのか。
- 2番、経営上の相談や問題がある場合に、その窓口となるのはどこなのか。
- 3番、商工会会員以外の企業の相談は町が直接受けるのか。
- 4番、今後どのような形で町民に知らしめ周知を図るか。また、町として財政上の支援を考えているのか。さらには、町が率先した形で地元業者を使っていく考えはあるか。
 - 5番、貸し付けなどは、町金融機関が大きく関係すると思われるが、金融機関との連携はどのよ

うにするのか。

6番、町の小規模事業者の状況を見るとき、スピードが大切だと思うが、具体的な中身の詳細はいつごろまで決めていくつもりかなどの質疑、意見が出されました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

以上、社会産業常任委員長報告といたします。

○議長(山﨑信義) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

議案第72号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長(山崎信義) 日程第3、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山﨑信義) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(山﨑信義) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第9回出雲崎町議会定例会を閉会します。

(午前 9時39分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 﨑 信 義

署名議員 中川 正弘

署名議員 髙 桑 佳 子